


210.58
N688m



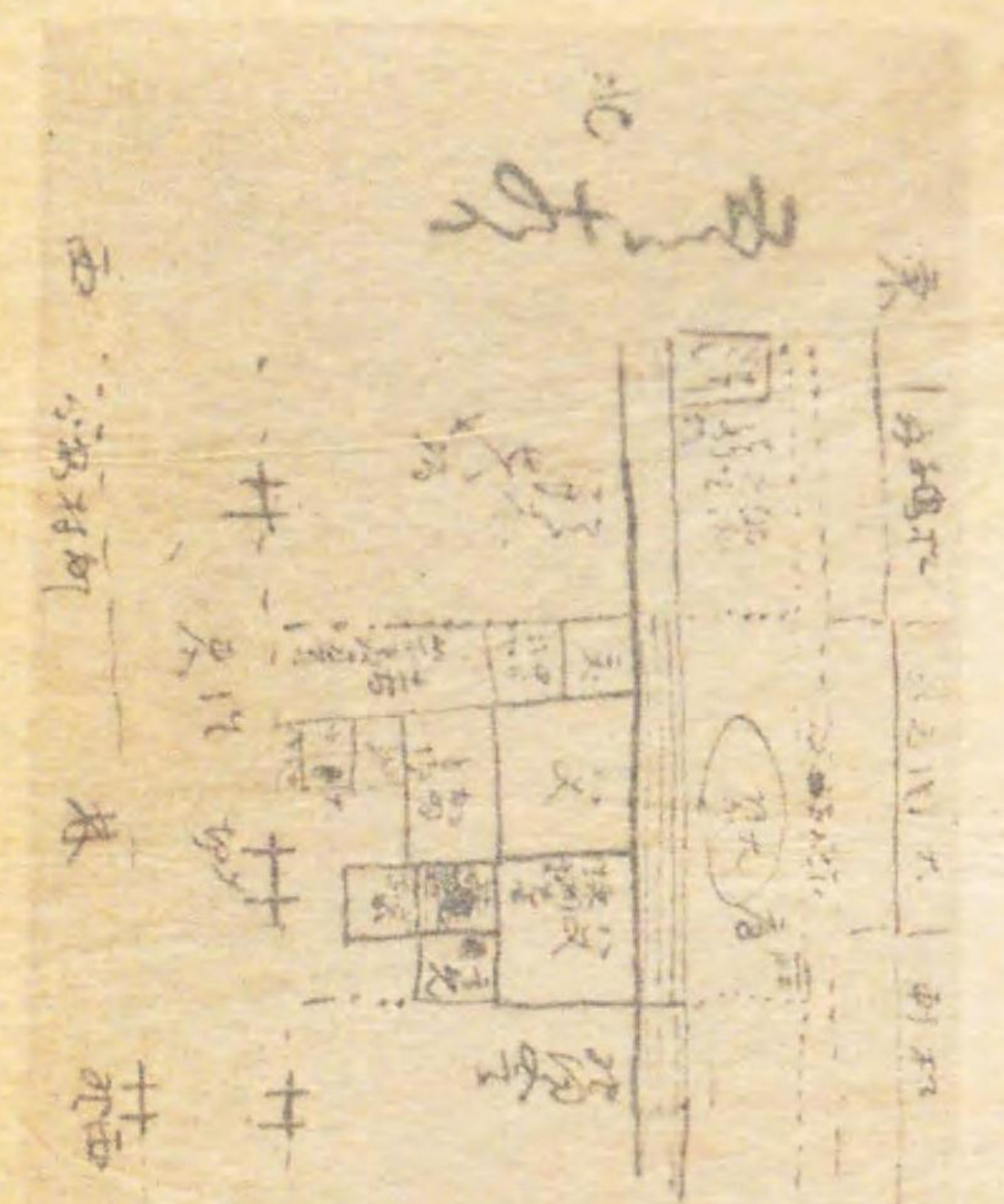


水藤田家舊藏書類

第二

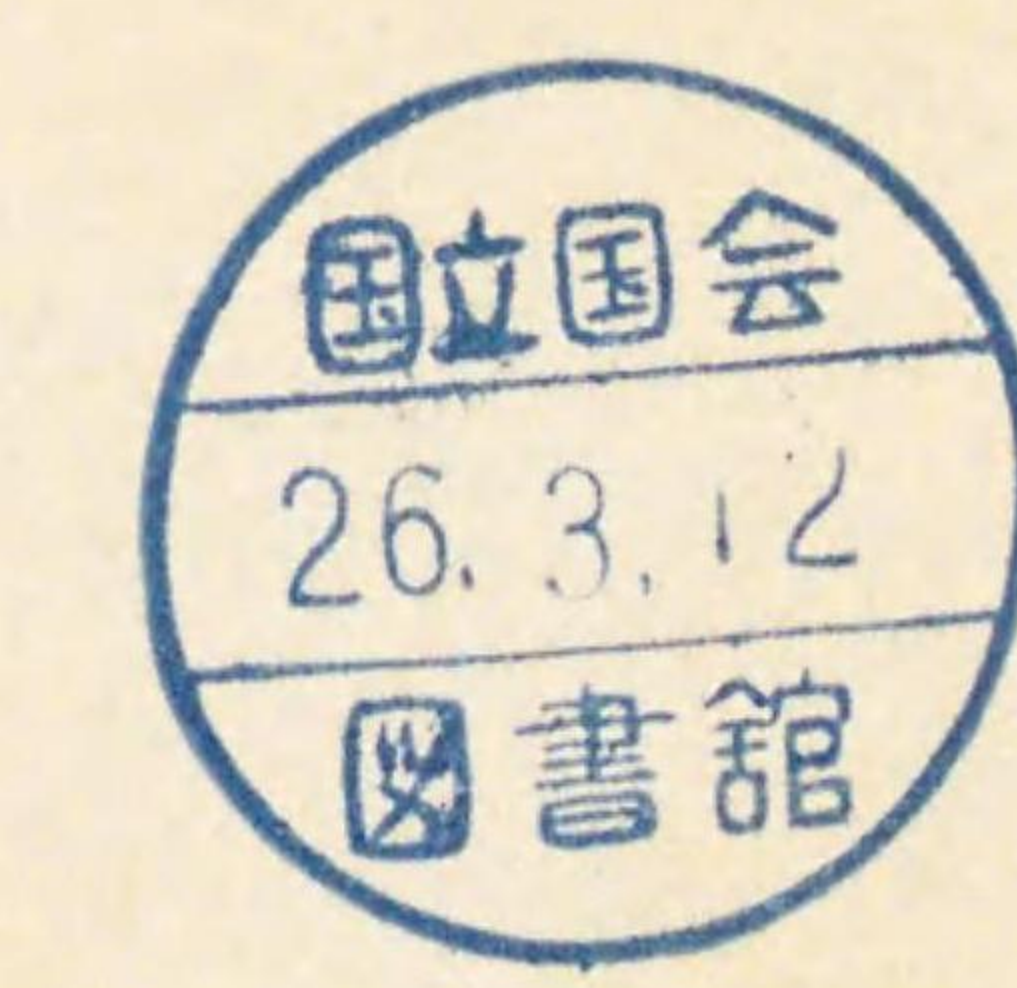
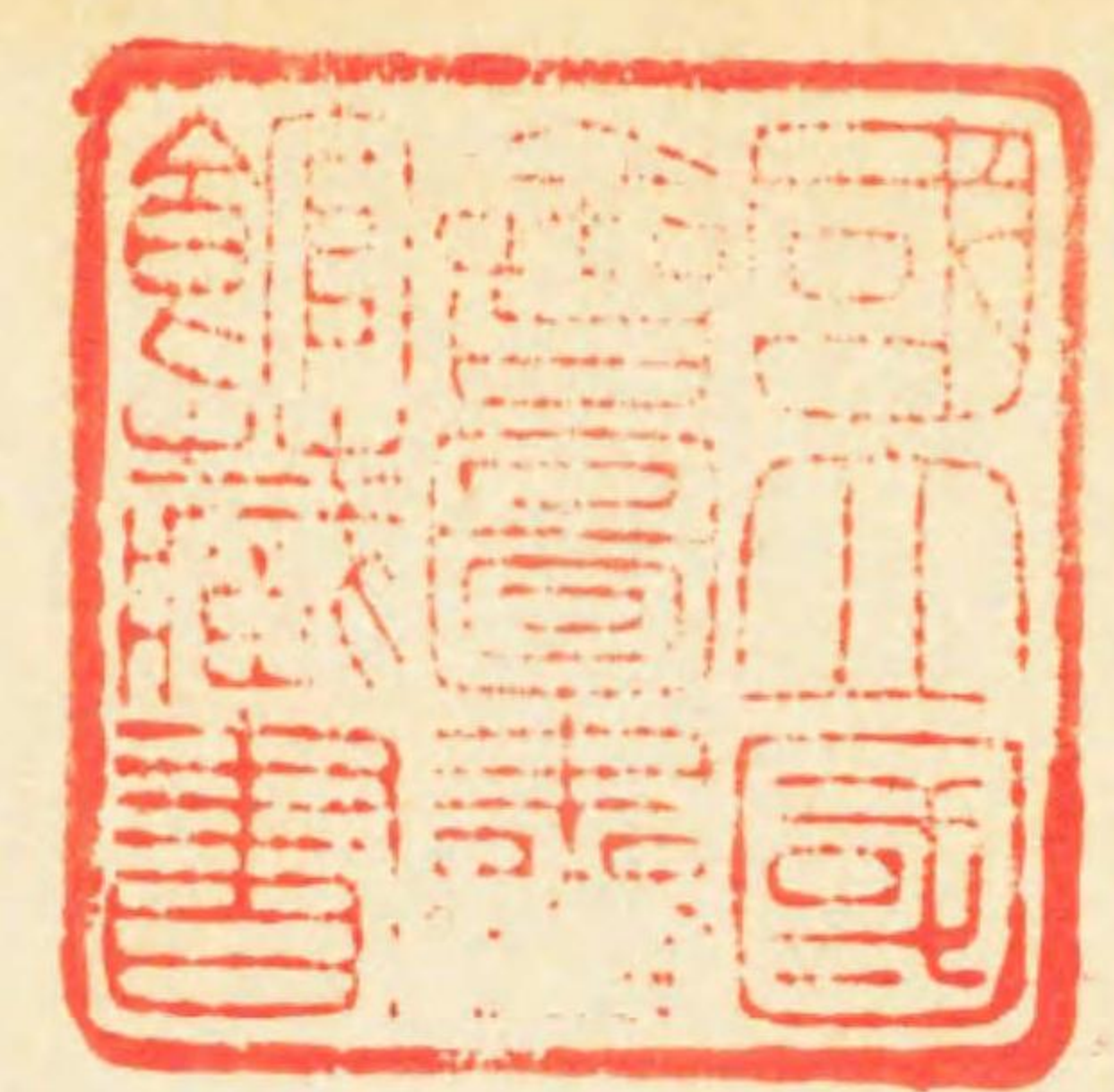
水藤田家舊藏書類

第二

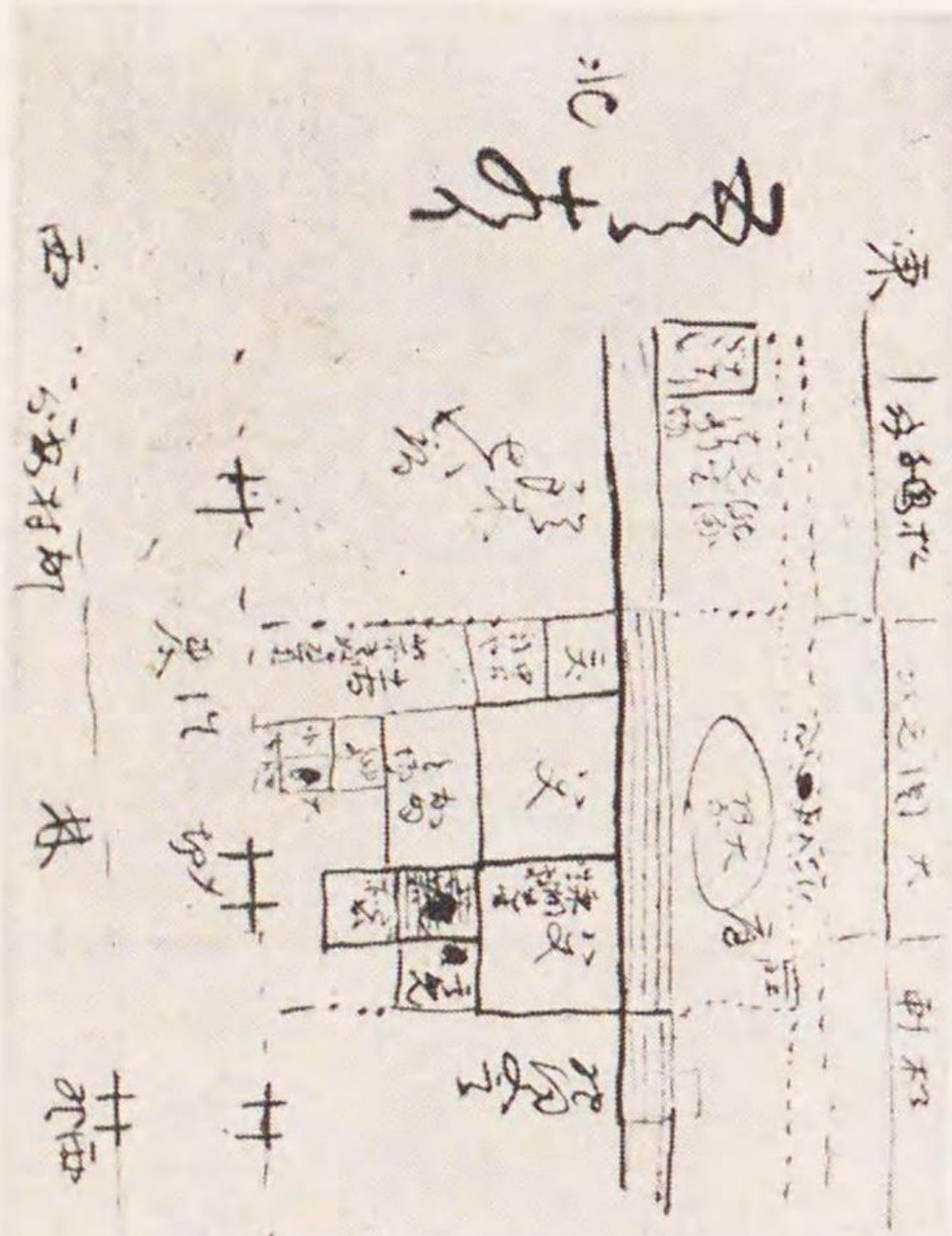


Handwritten text in vertical columns on the left page, likely a list or a detailed description related to the diagram above.

Handwritten text in vertical columns on the right page, continuing the list or description from the left page.

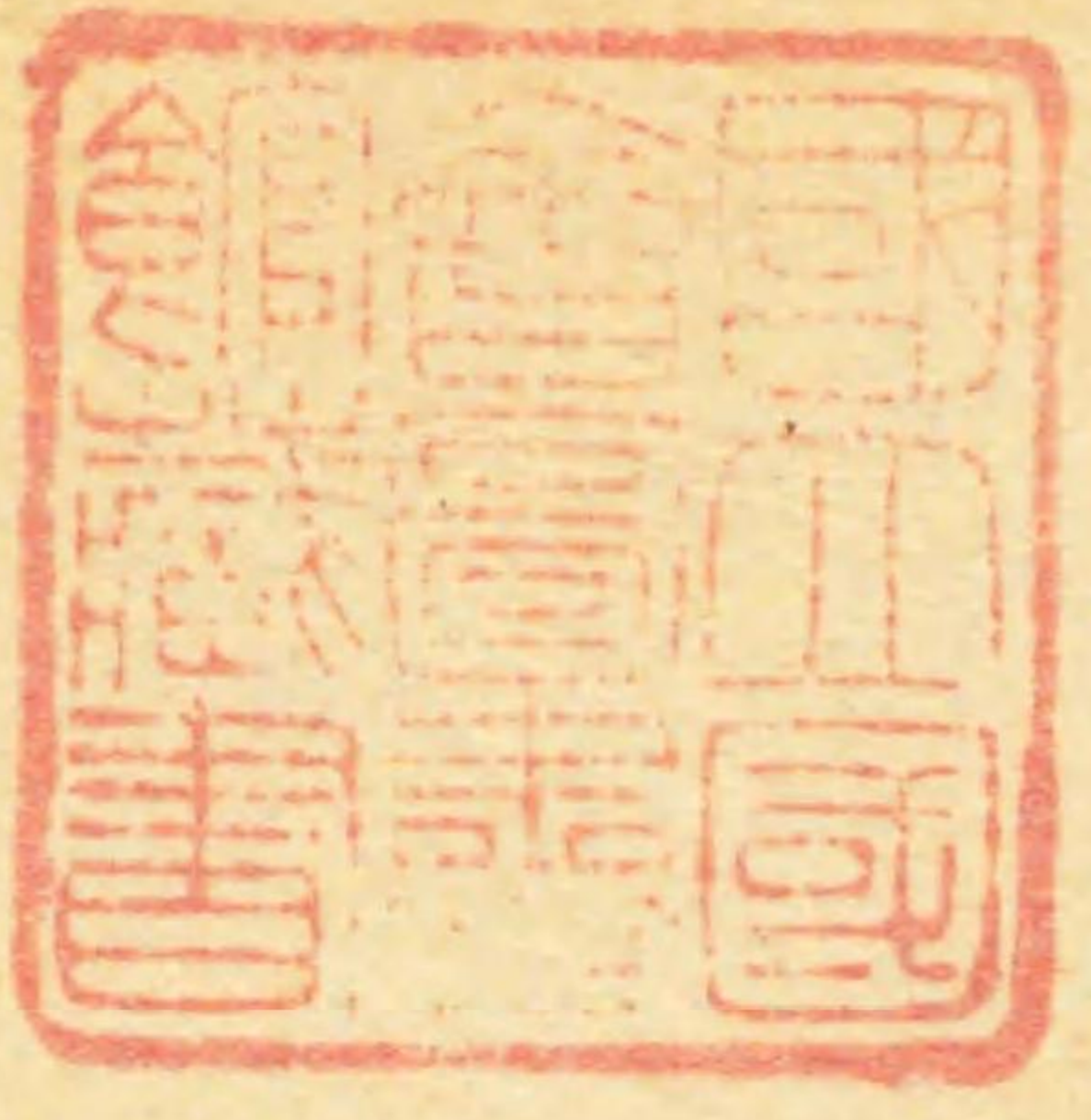


228078



此圖係...
 井...
 林...
 田...
 東...
 西...

此圖係...
 井...
 林...
 田...
 東...
 西...



228078

水戸藤田家舊藏書類第二

梅香竹韻

目次

第一卷	弘化元年	自五月八日	
一	藤田東湖書翰	「母堂宛」	弘化元年五月八日
二	同	上 「母堂宛」	弘化元年五月十三日
三	同	上 「妹嘉能子宛」	弘化元年五月十九日
四	同	上 「母堂等宛」	弘化元年五月廿四日
五	同	上 「妹嘉能子宛」	弘化元年五月廿八日
六	同	上 「母堂宛」	弘化元年六月十四日
七	同	上 「母堂宛」	弘化元年六月十八日
八	同	上 「妻里子宛」	弘化元年六月
目次			
			一九
			一七
			一四
			一〇
			八
			五
			四
			一頁

九	同	上	「母堂宛」	弘化元年七月廿三日	二
---	---	---	-------	-----------	---

第一卷 弘化元年自八月三日

一	藤田東湖書翰	「母堂宛」	弘化元年八月三日	二四	
二	同	上	「妹嘉能子宛」	弘化元年八月三日	二五
三	同	上	「妹雪子(桑原信毅妻)宛」	弘化元年八月八日	二八
四	同	上	「妻里子宛」	弘化元年八月九日	二九
五	同	上	「母堂宛」	弘化元年八月十三日	三二
六	同	上	「母堂宛」	弘化元年八月十九日	三五
七	同	上	「妹嘉能子宛」	弘化元年八月廿三日	三七
八	同	上	「母堂宛」	弘化元年九月九日	四〇
九	同	上	「母堂宛」	弘化元年九月十四日	四四
一〇	同	上	「母堂宛」	弘化元年九月十四日	四六

一一	同	上	「妻里子宛」	弘化元年九月十九日	四八
一二	同	上	「妹嘉能子宛」	弘化元年九月十九日	五〇

第三卷 弘化元年自九月廿四日

一	藤田東湖書翰	「母堂宛」	弘化元年九月廿四日	五三	
二	同	上	「母堂宛」	弘化元年九月廿九日	五七
三	同	上	「母堂宛」	弘化元年十月初旬	六三
四	同	上	「妻里子宛」	弘化元年十月三日	六八
五	同	上	「妻里子宛」	弘化元年十月十三日	七〇
六	同	上	「妹嘉能子宛」	弘化元年十月十三日	七二
七	同	上	(斷簡)	弘化元年十月頃	七四

第四卷 弘化元年自十二月廿八日

目次

目次

一	藤田東湖書翰	「母堂宛」	弘化元年十月廿八日	七四
二	同	「母堂宛」	弘化元年十一月三日	七六
三	同	「妹嘉能子宛」	弘化元年十一月廿八日	七九
四	同	「母堂宛」	弘化元年十一月	八四
五	同	「妹嘉能子宛」	弘化元年十二月四日	八四
六	同	「母堂宛」	弘化元年十二月九日	九〇
七	同	「母堂宛」	弘化元年十二月十三日	九四
八	同	「母堂宛」	弘化元年十二月廿七日	九六

第五卷

弘化二年自正月十九日至二月廿二日

一	藤田東湖書翰	「母堂宛」	弘化二年正月十九日	九八
二	同	「妻里子宛」	弘化二年正月十九日	一〇二
三	同	「妹嘉能子宛」	弘化二年正月十九日	一〇三

四	藤田東湖書翰	「母堂宛」	弘化二年正月廿四日	一〇五
五	同	「妻里子宛」	弘化二年正月廿四日	一〇八
六	同	「母堂宛」	弘化二年正月晦日	一一〇
七	同	「母堂宛」	弘化二年二月十九日	一一三
八	同	「母堂宛」	弘化二年三月十七日	一一八
九	同	「妻里子宛」	弘化二年三月廿一日	一二一
一〇	同	「妹嘉能子宛」	弘化二年三月廿二日	一二三

第六卷

弘化二年自四月六日至五月十八日

一	藤田東湖書翰	「妻里子宛」	弘化二年四月六日	一二四
二	同	「妻里子宛」	弘化二年四月六日	一二六
三	同	「母堂宛」	弘化二年四月十七日	一二八
四	同	「母堂宛」	弘化二年四月十八日	一三二

目次

目次	五 同	上	「母堂宛」	弘化二年四月廿六日	一三五
	六 同	上	「母堂宛」	弘化二年五月八日	一三九
	七 同	上	「母堂宛」	弘化二年五月十八日	一四二
	八 同	上	「母堂宛」	弘化二年五月十八日	一四七

第七卷

弘化二年 自六月十一日 至十月十八日

一	藤田東湖書翰	「妻里子宛」	弘化二年六月十一日	一四八
二	同	「母堂宛」	弘化二年七月六日	一五〇
三	同	「妻里子宛」	弘化二年七月六日	一五三
四	同	「母堂宛」	弘化二年七月十五日	一五四
五	同	「妹嘉能子宛」	弘化二年七月	一五七
六	同	「母堂宛」	弘化二年七月廿四日	一五八
七	同	「妹嘉能子宛」	弘化二年八月六日	一六三

八 同	上	「妹嘉能子宛」	弘化二年八月	一六八
九 同	上	「母堂宛」	弘化二年八月廿五日	一六九
一〇 同	上	「母堂宛」	弘化二年十月十八日	一七一

第八卷

弘化三年 自正月十八日 至四年正月

一	藤田東湖書翰	「母堂宛」	弘化三年正月十八日	一七三
二	同	「母堂宛」	弘化三年正月廿九日	一七三
三	同	「母堂宛」	弘化三年二月八日	一七九
四	同	「母堂宛」	弘化三年四月八日	一八〇
五	同	「母堂宛」	弘化三年五月八日	一八三
六	同	「母堂宛」	弘化三年六月八日	一八七
七	同	「母堂宛」	弘化三年七月十三日	一九一
八	同	「妻里子宛」	弘化三年八月六日	一九二

九 同 上 「母堂宛」 弘化三年三月十八日

附 藤田東湖道中先觸書附 弘化四年正月

望雲餘影

第一卷 嘉永六年自七月十九日至八月廿三日

一 藤田東湖書翰 「息建二郎宛」 嘉永六年七月十九日

二 同 上 「息建二郎宛」 嘉永六年七月二十日

附水戸藩若年寄達書 「藤田東湖宛」 嘉永六年七月十九日

三 同 上 「妻里子・妹嘉能子宛」 嘉永六年七月廿五日

四 同 上 「母堂宛」 嘉永六年七月廿九日

五 同 上 「妹嘉能子宛」 嘉永六年七月廿九日

六 同 上 「息建二郎宛」 嘉永六年八月五日

七 同 上 「息建二郎宛」 嘉永六年八月九日

八	同	上	「母堂宛」	嘉永六年八月九日	二一四
九	同	上	「息建二郎宛」	嘉永六年八月十二日	二一六
一〇	同	上	「息建二郎宛」	嘉永六年八月十九日	二一九
一一	同	上	「妻里子宛」	嘉永六年八月廿三日	二二一

第二卷 嘉永六年自八月廿四日至九月廿九日

一	藤田東湖書翰	「息建二郎宛」	嘉永六年八月廿四日	二二四
二	同	上 「妻里子宛」	嘉永六年九月四日	二二九
三	同	上 「妹嘉能子宛」	嘉永六年九月九日	二三一
四	同	上 「妻里子・妹嘉能子宛」	嘉永六年九月十四日	二三六
五	妹嘉能子書翰	「藤田東湖宛」	嘉永六年九月十九日	二三八
六	藤田東湖書翰	「妻里子・妹嘉能子宛」	嘉永六年九月十九日	二四六
七	妻里子・妹嘉能子書翰	「藤田東湖宛」	嘉永六年九月廿三日	二四九

目次	十
八 藤田東湖書翰	二五七
「妻里子宛」	嘉永六年九月廿八日

第三卷 嘉永六年自九月廿八日至十月十四日

一 妹嘉能子書翰	二五九
「藤田東湖宛」	嘉永六年九月廿八日
二 藤田東湖書翰	二六四
「母堂宛」	嘉永六年九月廿八日
三 妹嘉能子書翰	二六五
「藤田東湖宛」	嘉永六年十月三日
四 藤田東湖書翰	二七九
「妻里子宛」	嘉永六年十月四日
五 妹嘉能子書翰	二八一
「藤田東湖宛」	嘉永六年十月八日
六 母堂梅子書翰	二八三
「藤田東湖宛」	嘉永六年十月八日
七 妹嘉能子書翰	二八六
「藤田東湖宛」	嘉永六年十月四日
八 藤田東湖書翰	二八九
「妻里子・妹嘉能子宛」	嘉永六年十月十四日

第四卷 嘉永六年自十月廿四日至十二月十四日

一 藤田東湖書翰	二九一
「妻里子・妹嘉能子宛」	嘉永六年十月廿四日
二 妹雪子(桑原信毅妻)書翰	二九四
「藤田東湖宛」	嘉永六年十月廿八日
三 妹嘉能子書翰	三〇一
「藤田東湖宛」	嘉永六年十月廿九日
四 藤田東湖書翰	三〇三
「水戸自宅宛」	嘉永六年十月廿九日
五 同	三〇四
「母堂宛」	嘉永六年十一月十三日
六 同	三〇七
「妹嘉能子宛」	嘉永六年十一月十三日
七 同	三〇八
「母堂宛」	嘉永六年十一月廿四日
八 妹嘉能子書翰	三〇九
「藤田東湖宛」	嘉永六年十二月四日
九 藤田東湖書翰	三一三
「母堂宛」	嘉永六年十二月十四日

壬辰封事 天保三年

彪物語

こゝろのあと

梅香竹韻

目次

十二

一 梅香竹韻 一

二 梅香竹韻 二

三 梅香竹韻 三

四 梅香竹韻 四

五 梅香竹韻 五

六 梅香竹韻 六

七 梅香竹韻 七

八 梅香竹韻 八

九 梅香竹韻 九

十 梅香竹韻 十

十一 梅香竹韻 十一

十二 梅香竹韻 十二

十三 梅香竹韻 十三

十四 梅香竹韻 十四

十五 梅香竹韻 十五

十六 梅香竹韻 十六

十七 梅香竹韻 十七

十八 梅香竹韻 十八

十九 梅香竹韻 十九

二十 梅香竹韻 二十



水戸藤田家舊藏書類 第二
梅香竹韻

第一卷 弘化元年自五月八日至七月廿三日

一 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化元年五月八日

御おかゝ様拜上

竹之介

一筆申上候二日三日は天氣も宜四日終日雨天五日朝之内雨合有之右雨合に小石川へ御着に罷成申候私儀も道中まるめし少々つゝ相用候のみにて鹽け酒等一切口に入不申大に難儀仕候へ共先々押る相勤扱五日四時 御著後は誠に御殿中大御取込實は御當日に 上使御座候筈之處無之翌六日

梅香竹韻 (弘化元年五月)

讃岐様大學様播磨様御三方 上使被仰付此 御殿へ御出 中納言様御い
ん居駒込御屋敷へきつと御愼之儀被 仰出 鶴千代磨様へは御老中阿部
牧野兩人罷越御家督無御相違被進候同日此方御家老 公邊御老中へ呼出
にて御家來共御とがめ振相渡り同夜八ツ時過私儀役儀召放蟄居被 仰付
旨申渡に相成七ツ時比歸宅相愼み申候誠に以恐入候次第嘸々御前様御た
んそくと御心中奉察候へ共不及是非候乍然 中納言様には駒込へ御おし
こめ御同様御愼み被遊候を私無事に候迎御見すてふらく 何面目に罷歸
り候事可相成哉仍るは何歟一ト覺悟仕り候半と兼て心懸居夫ゆへ前日よ
り食ものどへ入不申程に心配仕候處右之通 中納言様御一同に 公邊を罪
を受候は乍恐本意無此上第一名も残り身も樂に相成其段は兼る望みにも
御座候間何とぞ、思召かへさせられ腹にても切候にはましと御あきら
め可被下候天下の事はからくりの如くにて去年五月中は黄金百枚御太刀
等の御ほふび御受當年五月中は右之通に御座候へは何とぞ又々來五月迄

には御運御ひらき被遊候様いのり居候事に御座候扱ちつ居と申候は、十
の八九早速御國へ下り候事と存候處夫さへ此方のみにては御決しに不相
成 公邊へ御伺に相成候由之處長そふたとのみにてはまた不相分八疊敷
壹と間に長き日を暮し罷在候尤不快は餘程快く酒も猪口にて三つ位は相
用ひ鹽けもにがみ薄く罷成申候一昨日迄は誠に無理に押候へ共ちつ居の
御かげにて養生は自由に罷成候間不遠全快可仕候御安心可被下候病中あ
らあら申上候以上

五月八日認置

尙々其地屋敷大門くゞり共々切勿論の事

一 通用はすべて永井裏道

一 下男下女は格別子供之分は小兒たり共門前へ御差出無之様
一座敷御いん居邊にてばか笑ひ無用

御親類様方へも何分よろしく奉願候

此方への書状は江幡甚太郎へ御頼之事

中納言様には六日夕暮時駒込へ御引移被遊候付御見送り申上候處御白へまつくろなる御道服をめしぼしを御かぶり被遊御かごにめされ候三月廿二日には卯の花おどしの御よろひを拜見仕候に引かへ誠にさめくと被遊候御容體一同袖をしぼり候事に御座候乍然殊之外 御元氣御よろしくかんしようくの御うわさ抔被遊乍恐少しも御ふさぎの御容體も不被爲在此段は難有御事御座候以上

二 藤田東湖書翰〔母堂宛〕カ 弘化元年五月十三日

(前文毀損) 二三年の内にはかならず天晴あつはれの書を著述ちよじゆつ仕候て 先大人へ御申わけ可仕と心懸こころづり 間必々御あんじ被下間敷候たゞ 何をいたし候にもきん番の蟄居にては書物其外にもさしつかへ候へども是以天命と存候へはさ

までさしつかへも無御座候不快も日ましに心よくめしもかるく三ばいづゝ相用ひ舌のたいもとれ申候たゞ酒のあじいまた本とに無御座候得ども七八勺は相用候間てふどよきほどと存ぞり この文章二つこのまゝ吉成と金子へとどき候様御あつかひ可被下候さて文もさし出し候に餘ほどめんどふに御座候間御たよりの度々には安心不仕候たより無時は無事と思召可被下候めて度かしく

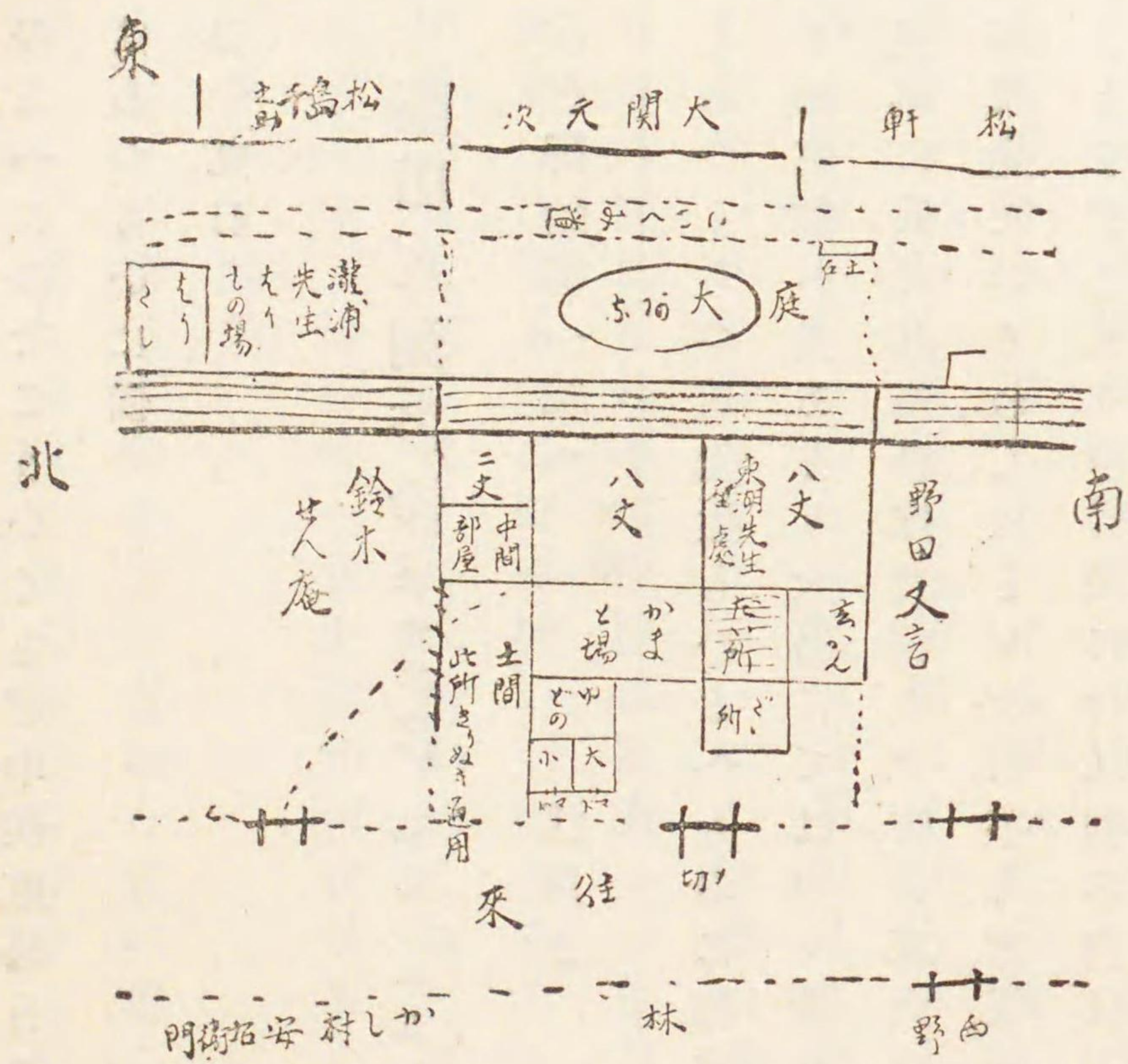
五月十三日認置

三 藤田東湖書翰〔妹嘉能子宛〕 弘化元年五月十九日

(前文毀損) 被遊候處御家老□□漸一本御あけ被遊候よし恐入候御儀に御座候隨ち拙者事も誠に恐入候仕合に御座候乍去無事是又御安心可被下候其御許にもすら 御暇相濟安心いたし申候すいぶん 御養生專一に存候乍併建二郎御しこみえ儀は御奉公と被存何分頼入り 次の便には手本も下

し可申存候此方ちつ居御長やの様子一ト目御めにかへ申度よほどかけはなれ候ものに御座候主人は廿日餘り湯へも入不申誠によこれ折々わきざしをぬきかゞみのつもりにて見候にさかやきは去月廿七日そり候まゝゆへよほどのび目計ひかりとりもなをさぬくろんぼうに御座候八丈敷の座敷へ具足箱兩がけ近々拂申候挾箱三つ書物追々かりあつめすわり候所は一丈半計にて朝々夜迄ちよじゆつ一三まいあまりたいくつのせつゑんがはへこわこわ出候とりん家せんあんの庭にて例の瀧浦小女を相手にはりものいたし居又はいろ／＼のしこといたし居いつでもかほ見合せびつくりいたし候へ共例のてんばすゆへわもじの方ならみまけ引込申候御一笑直うらは大關元次郎よほどのひんけい朝夕てい主のしかられ候を承候へは誠にゑきもなく意地がやけ申候南隣は野田文言毎日茶うすの音ごろ／＼やかましくすじかいうらはしようけん先生至極しづかかた／＼は筑波の宿子供らやかましく表は西野新治林清右衛門是はせつちんへ參候度毎にまどを見

候計清右衛門妻は宮部傳三郎のむすめをつにかほが長くなめ候人物也扱



私とかべひとへにひでこういくと居申候處終日こつそりとも不申ちつ居の家來にはあつらいに候

五月十九日

四 藤田東湖書翰〔母堂等宛〕 弘化元年五月廿四日

北堂君御始御一統へ

無事

江戸か

昨今はむしあつくちつ居先生もひとへものに相成申候暑氣薄く候あは作の爲あしく御座候へ共あまり大暑にては中々凌き兼申候よきほどに仕度候皆様御無事に候哉私至極達者朝五ツ時を暮六時迄讀書認もの夜は何もいたし不申候先便のくわしはとゞき候半と存候毎日所々を重づめ等もらひあまりうますぎこまり申候夫に付最初の内は玉子并さばのひもの等うつりに遣候へ共もはやなくなり候間此間に相成候ては更にうつりも不遣

候へ共何程ちつ居にてももらひ候計も心あしく御座候間來月四日相には何歟のげのり又は新梅ぼしのやうなるもの一寸ふた茶わん等へ入候品爲御登可被下候扱下りの程も不相分候ゆへ是迄侍三人さし置候處あまり多過候迎人がやかましく候間來月初迄には壹人さし下し吉衛門の代りに可仕候吉衛門は二十日の目當と思召可被下候此方侍一人中間にて事すみ候へ共侍さし合候へは中間がきうじいたし候様相成實は夫にてもよろしくいまだおちぶれ候になれ不申中間は座敷へとふせ不申候間まづ侍二人中間一人は御免に仕度ものに御座候いづれ五十日も立候は、中山殿は御免に相成可申候間日も立候は、興津殿御免に相成可申其節は戸田并私は下り候位は相成可申とは存候へ共夫以如何仕候もの歟いづれ大丈夫に控へ居候間御苦勞被下間敷

北堂君よきほどに御世話御やき被遊松と竹に御ちざり被遊候様朝暮奉祈候段々承候へは野澤も御暇に相成候由高野のはけついでと相見へ申候奥

の愚にもあきれ申候左候は、安嶋彌二郎杯も御役御免に相成候わけ合と
一笑仕候高野はよき折に御暇相願ひ大によりしく候へき以來手紙封物共
に表へは私名前は御認め御無用大内秀之助様——吉衛門と御認可被下候
一寸御勝手方杯にさし置候にも私名前は不宜候吉田桑原兩先生并阿雪を
書も狀到來之處返書不仕候間よろしく御傳可被下候建二郎手本さし下し
申候高野どのよろしく御扱可被下候尤高野先生も今程は御まくらあがら
ずとは御察申候へ共何分建二郎は御たのみ申候紙なくなり候間筆とめ申
候かしく

五月廿四日

五 藤田東湖書翰「妹嘉能子宛」弘化元年五月廿八日

高野殿

兄

又彦への返事御序に内々御届にいたし度候

此間中俄の暑氣に候處度々雷にて又々雨と相成申候乍去いまだひとへ
ものにて居申候扱は鼠町の凶事御同せんこまり申候遠方に居候上此節の
身の上にては別る愁傷いたし申候十六日には根本の事承り廿一日には井
坂の事承り廿六日には又右へ通り扱々つゞき兼申候最早三度にて凶事も
相濟候事と存候鼠町のよわりは一朝一夕の事に無之そのはじまりは子の
年下り候節おどろき申候處先々もち合近來に相成候扱はわるく老人めき
いかにも長き事は六ヶ敷とは存候へ共きのふけふとも不存扱々力を落し
申候次には跡の事いかゞいたし候もの歎世が世に候は、於兔三郎はもり
つけに候處此みぎり同居所には無之いづれ何と歎一工夫不致候扱は相成
申間敷悔みにても別に遣し可申とも存候處留す方を何ほど參候もしれず
候間今日は見合申候乍去いづれくやみ位にてはすみ申間敷何につけかれ
につけ心長く手傳候外有之間敷我等事も衣服勤品等不殘賣拂少々金子も
出來候處例の流儀にて書物をもとめ學問とちよじゆつ一三まいと相成ち

つきよ不相應に皆様御立ふくの段内々々金を遣ひ申候間扱々手薄に相覺申候今便は何と歎御申聞
 と存候其地金子の次第平七とあほけやの分を取のけ殘金三分有之候歎又
 は何も遣ひ込候高野先生せきみのだん三分外無之歎御文は長く候へ共かん要は不相分候來月
 分は一ヶ月壹兩位にてぞふ用はすまし申度事に御座候
 一じゆんさいの事心得申候たとひ有之候も廿四日は岡付は出不申候拙
 者は來月十四と申遣候事に御座候乍去右の様子にては來月もだめとあ
 きらめ申候御臺所分は毎日生魚渡り其上所々にて察しくれ夥しきもら
 ひ品あまり美食のみいたし身をこなし不申こまり申候隣家せいあん分
 むぎめし江幡分も同斷林清も同斷是等は大き分によりしく相覺申候何程
 うまひ事を認候ても水戸迄分うまくも相成間敷と是にてやめ申候
 一別當とうりふ心得申候いづれ十日位は居候半と察申候
 一御ふしん方拜借品等氣にかゝり申候別紙分ふりを以原十様へ御相談思
 召も無之候は、可然御扱にいたし度御座候

一原十様かくしめつけの事御心付被下奉謝候
 公邊分は御屋敷内のすつばにこまり申候しんせつらしく參候人におそ
 ろしく相覺候事御座候
 一稻葉口のおば大場の母の妹ひんけいの事に付しよぼく眼御くろうのよしいかさま御申聞分通り
 いらぬ御世話に候是もはやよい分にて不遠吉田のあとつぎと存候
 しよぼく所には無之候
 一桑原分ゆき先生たんせいと相見へ鹽かげん大あんばいひもの參り申候例の通返事行届不申
 よろしく御禮御頼申候
 一おしかけ先大人文集致落手候十四日のくわしと吉成金子へのとゞけは
 いかゞ相成候哉
 一建次郎十六日分手ならひはじめ候よし大慶此上何分御頼み申候
 一此前も申候通り拙者名前に無之秀之助等のあてにいたし度扱又江幡に
 もかぎり不申候間林清右衛門又は杉山淺利六杯もよろしく尤三木幾之

助等の名前御かり可被成候清右衛門はじめ向ふに御座候とは認候へ共
先は甚太史館の方おだやかに候歟

一御かし糺渡り候段は先日 北堂君を被仰下候へ共何俵渡り候歟心得に
承り申度候今日は 北堂君へ別段文上げ不申候間本文之趣を以よろし
く御披露の事お里はじめへもよろしくかし

五月廿八日夕

六 藤田東湖書翰母堂宛 弘化元年六月十四日

梅 香 様拜上

於 江戸

御文拜見仕候此地兩三日以前の日々三四度にはか雨又々例の丑寅風に
も可相成哉と存候處昨日の天氣今日は快晴朝よりあつそうに御座候まづ
當年はきんのくろふは有之間敷一方づゝもよろしからぬ事は少き様仕
度存候いよゝ御機嫌克安心仕候お徳建次郎も快方のよし折角たべもの

等用心仕度存候先日申上候通り朝夕はまづそとにて爲遊申候ものと存
候秀之助も六日に歸り別當も十日方歸り可申由幾三郎儀も昨夜小山田
へ遣申候小山田も今日御用召に御座候間まづ目見へ半分遣申候秀之助
にも幾三郎にも壹分づゝとられ申候御切米等今以分り不申よし鈴木杯ぶ
んぬけ候つり合にては本祿も安心不仕七人ふちにては相成ぬやういたし
度夫も天とあきらめ罷在候ちよじゆつ一生之内にしようつても立れ不申ほ
ど出来候へは外に望無御座候もり之事とかく思召次第に奉願候此方にて
かんがへ候は其御地はことゝくひまらしく存候存之外左様にも無御
座候哉

一からかみもだんゝ出来候由うはばりは紋形からくさ等は以之外不宜
ごふんの如きこな衣服等へつき申候間すんどかけはなれ松皮紙等の類
又は竹田いん居之からかみ張付の類がよろしく扱又朱ぬりの丸き引手
等は御免に仕度やはり座敷向杉戸の金物などよろしく御座候

一別當歸り候は、厩あとへかたき人物有之候は、かし申度ものに御坐候
 人が住居不仕候へはおかしくきたなく罷成候ものに御坐候
 一原様の御書面參候處貴答不仕候何分御序によろしく奉願候
 一桑原へも同斷御序次第
 一高の先生もおこりに相成候よし毎度よわむし致方も無之候よろしく奉
 願候今日は用事無之候草々申上候以上

六月十四日朝

竹 木

吉成會澤へ一通つゝ爲御届可被下候尤兩人の宅に誰ぞさし合有之客御
 座候節に吉衛門杯れの聲にてあんないをこみとゞけ候へは兩人も其
 客へ對しこまり候ものに御座候間其だんは吉衛門等へ兼る御申含まづ
 家來にても無之哉を見定め候上にて書状は出し候様仕度虎二兄弟衆之
 内歸りがけにとゞけくれ候へは別あよろしく御座候尤御めんどうなが
 ら其家内へあてに被成御上封被下候へはさし支無之候かしく

書をへ

當年ははみそつき申度御座候間紙や河のや等を只今之内樽御あつめ可
 被下候先つ三樽位にて可然歟御相談可被下候

一先達西常彦の内并りん家新井源八郎内之にて高はたを見かんしん仕
 候お里始め氣が有之候は、道具はこしらへ遣可申是又御相談可被下候
 十四日

七 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化元年六月十八日

十四日御文拜見仕候御機嫌克何かに存候高野おこりも落候よし安心仕候
 乍去建次郎今以得と不仕候よし最早彼是廿日計にも相成可申一體あまり
 丈夫にも無之あまり長く候は扱々心配仕候六日か十一日迄心配十一日
 か十六日迄少々安心又々十六日か朝暮心にはなれ不申候子を以 先人の
 御恩存出し申候矢場の邊も暑氣ゆへとかく内に計居候由扱夫に付考候に

奥の庭は犬のくろう無之候間ちやば鶏の五六羽大とりは屋根へも飼候は、いきものゆへ格別建二郎氣のさえ候たしにも可相成哉御相談可被下候ざいごうへ頼候は、いくらも可有之候酒并うなぎ杯少々はよろしく可有之候男子三人とは申候へ共いづれもあやふや扱々心配仕候
一只今以渡金無之哉だん／＼考候に地方貳百石計と相成候へは御切米は無之筈尤御世話相願候族へは御かし金相渡候へ共ちつ居へは御世話もいかゞ敷杯との評議にては迎もあてに不相成候仍るは暮迄はいろ／＼せりはらひくらし候外無之何ぞ貴地にうり候品は有之間敷哉此方にてかごをはらひ候約束迄出来候所出し候口無之無據相やめ毎日うらめしくかごをながめ居申候隣の通用口ははゞ一尺五寸計人がからだをよこにいたし不申候は入兼候口ゆへ中々かごは出不申候くるしき中にも時々大わらひの事御座候

一建二郎療治等にて御物入候は、少々□□□下し申候間早速可被仰下候

何ぞ面白きものにてても下し遣し度候へ共扱々不任心底候
一ちつきよ中義理はりは一切なるものに御坐候お里等へ文遣し不申よろしく奉願候大もありき候由少し之内にちがい候ものに御坐候しかしあたまのおもみにて時々はころび候半と被存候めて度かしく

十八日夕認

八 藤田東湖書翰「妻里子宛」 弘化元年六月

書添申上候

吉成を手紙參候處今日返書不仕候世の中にていろ／＼こまかに氣をつけ沙汰を申候よしめんどふに候間先々文通は相やめ申候仍るはかみさまへ一寸一筆可被仰遣候御手紙の趣は委細承知仕候へ共まづ此節どもらも文通はやめ候間御返書不申候段御傳可被下候
一建二郎手遊ひの庭鳥早速出来候よし大によろしく御座候兎角いきもの

は老人子供にはよろしきよしに御座候乍去いじめころしても不仕様いたし度候建二郎も快方のよし何卒全快丈夫に仕度候漸々來月の三日に
る丸五つの男ゆへあやうくのみ被存候

一 幾三郎刀は座敷の内にふくろしきつゝみにる中身ばかり御座候が幾三郎の刀に御座候何とぞこしらへを申付くれ候様被頼夫ざりにて打込申候もし虎三先生にても引受世話仕候ならば右刀をとぎさや其外こしらへ申度候處如何可有之哉健四郎杯へまかせ候もよろしく候へ共あしくいたし候は、質にてもをかれ可申ならば虎三郎へ御申付可被下候かしく

金は申次第おやちを吉衛門へ廻候事と存候

虎三郎承知に候は、こしらへかたは追可申遣候へ共まづとぎとさやは申付度候事也

九 藤田東湖書翰母堂宛 弘化元年七月廿三日

おかゝ様拜上

虎之介

一筆申上候昨今別々残暑甚しく御座候處御機嫌能奉恐悅候先便献上の
そうめんとゞき不申候よし近來追々紛失多きとは承候へ共扱々にがに
がしき事に御座候尤永井あてにて岡本次男の名前貳百五十匁有之由に
てちんせん拾文とられ此方は大てい無相違御地も多分は御中間のしは
ざと存候此方は林清右衛門へ頼みあとの祭りながら相糺し申候もし又
私の手風を存候者にて何ぞ面白き文通にても可有之と存あけ候も難計
中はそうめんととしづゝみ計是は手紙もない乍去ひやそうめんにて一
盃たのしみ可申杯と貳百五十匁のそうめんどろぼうにくはれ候はつま
り不申候外の品と違ひ御見玉の事ゆへ今日は又々何ぞと存候處へ又々
此度はうんとんもらひ候間幾久敷献上仕候尤せんのは齋藤彌九郎此度
のは柴田銓之助を到來にて身上にはかゝはり不申候間無御心配召上り

候様奉存候

一 蠶町にても十六日忌明伯姉君にも早速とまりに御出のよし御いん居の
ゑんがはにて月を見ながら夫はゑいがまづとて御咄山々御座候半俄に
おあや印はびこり候半と是のみ察申候又彦も女房には古今のろき人物
に兼々見受申候於菟三郎親に別れ少しは物心にても出候哉無覺束存候
一 白井登りに付何事歟と御心配被遊候よし御尤には御座候得ども以來右
等之事御聞被遊候度ことに御心配被遊候は乍恐御身の毒に候間少し
も御心に御かけ不被遊たゞ悠然と時節を御待可被下候私一命にかゝは
り候迎先便杯は處々山山如く文通有之候へ共あまりと申候へはあま
りのすいまにて内から火事をたき出し候にひとしくこまり入申候是迄
中納言様は勿ろん我々の事中々一と通りの事には無之天に御座候此上
之處も天に御座候一人二人さゝらをふり候迎も何事か可有之もし萬々
一 此上にもさいなん參候程の世の中に候は、生て居候迎も生甲斐も無

之候間いかゞとも可仕候乍憚東湖杯右様の事にてはびくとも不仕候政
介虎次郎杯も益もなく心配世話をやき候よしひるきの引たをしみかた
見苦しく御座候能々御申含め可被下候武士の生死の世話杯外々よりい
たし候ものには無之候もし世話いたし候者有之候共夫をくろうにいた
しさわぎ候は又大たわけに御座候一體何事にても少し事有之候へは夫
をしほにあつまりせいろんとやら相心得其度毎に酒やのかけのみたま
り候が御國のくせに御座候あまり馬鹿くしく御座候間不得已長文相
認申候能々政虎等へ御申ふくめ可被下候毛ほども 上の御爲には不相
成却る小人共に見すかされ候のみに御座候平介とやらん召とりの事は
やまり候半と先便も申上候へき東湖の眼力多分相違有之間敷と存候今
程は少しは様子相分候半存候今日は主意のみ相認めで度かしく

七月廿三日夜

尙々

當君様にも一昨日初御登城

公方様へ御たいが竹の間と申候御座敷にて御ちそう御歸りがけ御老
中へ御かごよせすべて御先れいの通り無御滞被爲濟奉恐悅候御屋敷内
も文武等初り其外少々にぎやかに罷成申候かしく
又申上候御たんせいの石もち扱々存分の鹽かげん少々さし支申候間
ゆを二三べんかけ引さき酒へひたし候へは中々うまく毎日相用申候
めで度く

第一卷

弘化元年自八月三日
至九月十九日

一 藤田東湖書翰「母堂宛」弘化元年八月三日

一筆申上候向井町

おばゞ様御事去月廿五日夜々御不出來にて翌日御大切に被爲成候由委さ

い虎次郎并高野を申來誠に驚入此砌から

御まへ様御心中奉恐察候へば扱々申上様も無之私事もいとゞさへ心細き
身分心中御察可被下候乍去私杯も先大人御大病にも間に合不申此度迎
もお雪等も御間に合不申程に御座候へは去る未年の御かん病を御思ひ出
に被遊くれゞも御身御大事に被遊候やう奉祈候時候のかはりめ世の中
も殊の外病人多く畢竟

おばゞ様杯もはげしき残暑よりにはかに秋冷にて御からだの御都合御ち
がひ被遊候半杯と奉存候此品乍少々もらひ合せ候間御悔の印迄に献上仕
候御はにかなひ不申候はゞ子供らへ御配分可被下候御愁傷中御めんどう
と用事は高野へ返書に申遣り以上

御おかゞ様拜上

虎之介

二 藤田東湖書翰「妹嘉能子宛」弘化元年八月三日

高野 殿御返事

虎之介

御文披見いたし候まづとよ向井町

おぼし様御事御不幸御同せんに驚入申候遠方と申もはりあいのなきものにて今日は御一七日に候處此雨にて漸々今夕七ツ時御文とゞき驚入候次第に御座候第一に

おかし様御心中奉察候へばよろしくと涙出候てせきとめ兼申候くれくれも此上御身別る御大事に被遊候やう御いさめ程御頼申候唐にても五十以上の人は父母の喪にもやせもいたさずと有之候てやせおとろへ候程にかなしみ候ては身にさはり却て不孝に相成候ゆへ可成丈心懸候事と相見へ申候此みぎりがいとゞさへ面白からぬ御中にて御愁傷は實々御くろくに存上候先日もゆひをおり慎齋様來年は廿五年杯と心にくり返し候處てふどそのころ御不幸と存候乍去おかし様御ゆめ御らん被遊候よし大御出來誠に安心仕候白ちうこそ不宜候へ共御ゆめは更にくるしからずたと

ひ人が存候迎もかまひ不申返すぐもせめてもの御事と奉存候

一向井町へ御くやみはいかさままつ坂分丸に被遣候とも又三百疋被遣候とも可然相願候先日喜兵衛とも咄合候處何ほと徳三郎にても此中へはかけははたり申間敷と申候へき

一當月は靱渡り月を由知行につき候靱に候へはそれも本祿分り不申内はだめと存候當月中旬過には例を通り御家中へは御扶持方出候半いつ方へなり共御たのみ御聞立四五俵も御やくそく被成候様存候尤現金にてよろしく中旬迄には金子才かく下し可申候必御わすれ無之様存候一ねつみ町をたばこもらひ候處忌中に相成候付返書も延引いたし候御序によりしく御頼み申候

一ぞう用を儀一兩有之候ゆへまづよろしきとの事扱々いつまでも長く有之候一兩におそあしと相見へ御浦山敷候此方三人くらしにても油の眞木のと申中々入用多く候

一 いまた間は有之候へ共わすれぬ内に申進候來月六日は山田氏二十五年の御忌日に候間ぼたもちにても御そなへ尙又政助兄弟之内へ我等代拜御頼み可被下候きでんにはそのせつ大ぼう位の小兒之
今日は七ツ時を御不幸の事伺ひ例の御酒もたべ不申まくくいたし此文認め少々うさをなぐさめ候へ共雨しんくとふり物すごく相覺候まづ今ばんは早しまいに可致とあらくかしく

八月三日の夜五ツ時

三 藤田東湖書翰「妹雪子(桑原信殺妻)宛」

弘化元年八月八日

おゆきさま 御返事

たけき

御文披見おぼく様御事御同せんに恐入候おかく様御心中奉察候へはむねもさくるばかりに存候處先々御さはりもなふ被爲入候との御事何より安心いたし候

一 御歌かずく御しめしいづれもくもかんしんいたし候おのこの兄弟一兩人も有之候はくかゝるあさましき世の中にも何くれと語りあはせんものををうなのみあまたありて残念々々と存つゞけ居候折から御詠歌など見候へはさすがに世のうさをなぐさめ乍憚是らが妹をもち候とくと存御歌よりもはしがきの手ぎは紫和泉もはだしとかんしん折からこのせつちよじゆつの書物二卷出來たやすくは御見せ申兼候へ共序はかくべつのさはりも無之候間紫先生の存分の御評判承り度御返事旁別冊御廻し申候御いらんの後原君朦中のなぐさみに内々御廻しその後梅香へ御返しにいたし度存候乍去先々他人へは御見せ御無用と存候あらくかしく
葉月八日の夜の九ツ頃ともし火の下にねむきをこすりてしるす

四 藤田東湖書翰「妻里子宛」 弘化元年八月九日

梅香竹韻 (弘化元年八月)

二十九

お里どの御返事

虎之介

御悔として御文詠め入候

おぼゞ様御事御同様恐入

おかゞ様御心中奉察候乍併御さはりも不被遊候よし御安心申上候我等馬にて御供にてもいたし候はゞせてもの事と御申聞候へ共あの大雨にては馬も安心不致候へき此上はらんはつひげをはやしもし長き内につゝしみ明候はゝ十四五のきまりなるやつへ刀をかつがせ東湖でごんすなどゝ所々はなしありき候などがたのしみにて何も世の中ののぞみ無之候扱此方にあはせ有之候との事此火中の冷氣にて口わたの黒もの付よこれたる品は毎朝かゝり居候へ共其外にあはせも有之候哉いまだめんどうにてしらべ不申近日氣がむき候はゝ兩がけ等にても吟味可致候冬ものは^{蝕虫}□□など^{蝕虫}の□□□□□□□□もうり不申候様覺候間あはせは有之候半いづれ吟味可致候建手習相はじめ候よしおとくなまけ不申様御しこみ可被成候大は

むしけのよし夫はあしく御座候何ぞ薬にてもとゝのへ遣可申哉もはや九十日見不申候間大小はよほど大く相成候半と存候その大小にて思ひ出し候處いかにつきよのせがれにても大小兩人分わきざしはこしらへ申度ものに候此間六衛門先生の手紙に御用たし申度存候ても御遠慮なされ何も不被 仰付殘念とすらめしき御手紙幸ひ右たん刀のこしらへにてもたのみ可申候夫も○印にかゝはり候ゆへ今日の事には參り不申候此間中忌中も人にしらせ不申候ゆへさし身煮肴等もらひ友藏ぐつと悦氣にてのみくらひ申候世はさまゞのものに候かしく

葉月九日

書そへ

去年八九月のころと相覺候岡本友之助いん居を被頼武田御いん居を酒五升の切手もらひ候處右切手仕舞こみとふゞ夫きりに相成候處何の益も無之候間右さだん紙や徳十へ丹先生なり共頼み申入候はゝ定る先

方帳めんきえ申間敷外々と違ひうそもつき不申候間右五升御とり被成候亦は如何丹兄弟も忌明に相成候間是らへ御ふるまひ又は永三等へも御のませいづれうち捨置候はむだに御坐候様存候かしく

五 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化元年八月十三日

九日の御文拜見仕候先々御朦中被爲障候御義も不被爲在乍憚御安心申上候私事ちか頃はすゞしく罷成候ゆへか一しは丈夫に罷成食事すゝみすぎこまり候へ共三ばいづゝ相用ひ高野申聞にまかせ三里な^{蝕虫}□□とかく養生のみ仕居候先頃中の雨には誠にたいくつ仕候どこへ出候事も不相成候ゆへたとひやりがふり候迎もこまらぬわけに御座候得共やはりやどに居候にも天氣晴々しきかたよろしくしかる所昨十二日夜々又々雨天何とぞ快晴十五夜の月にてもながめ申度存候向井町へは三百疋被遣候よし承知仕候拜しやく金どの位すみ候哉御まくら石などけつかうに出来候間よほど

の物入とすいさつ仕候私事も誠にひつはくには候へ共たとひ此上五人ふちに相成候てもまさか私だけのくらしは仕候間向井町様子あまりひどく候はゞ無御遠慮可被仰下候御まくら石定而御らん被成まじく存候間差下し申候間向井町へ御返し可被下候御朦中御しのびぐさにこうしやくつきさしあげ申候これも私ひまゆへに御座候おゆき事とまりながら參上御にぎやかかよし御浦山敷存上候とかくにぎやかなるはよろしく存候お幾ばかりはあがり兼候よしかゝさまりん月のよし扱々はやき事に御坐候此度はむだなしに出産爲致度ものに御座候先日高のへ申遣候御ふち永三郎へ御頼のよし安心仕候まづ金壹兩貳分さし上げ申候御受取御はらひ可被下候よほど水まし候よし處々申來候何とぞよきほどに仕度一方づゝもをたやかにいたし度のり^りこの方向井登り以來軍中同やう誠にもめかへり候亦私杯も相應に心配仕候返すゝもうき世はいやに御坐候いろく申上度候へ共長く相成候間申上殘候かしく

八月十三日夜

尙々田中へ御たのみをわた入同人九日立に相成候よしにて漸く今日引取申候橋本甚右衛門ぐつとはたらきふところをふくらかし持參仕候友藏を遣候と申候も聞入す甚右衛門かけあるき扱々深切ものもめんとうに御座候いかなるわた入かと存候へはれいのげびじま午去さつぱりといったし申候様子先々寒氣が參候てもこまり不申候夏至の日れいの御さはぎに候處昨日は秋分に候間九四半年くらし申候何とぞ冬至までに丸半年に候間其の位にて江戸は御免に仕度と存候かしく書そへ

四月廿日方生駒の養子に佐の順次郎世話いたし候つもりにて生駒へ手紙を付候へは折悪しく其せつ生駒のかみさま不幸にて返事も參り不申候内私は罷登申候そのせつかはつゞみの小き狀箱遣候處狀箱返り不申さてかくの如き世の中と相成候ては生駒も佐のをもらひ候積も有之間

敷殊に近ごろ家内出來候よし猶々と存候乍去狀箱は返し候もよろしく存候土井へなり共御頼御序に御取返し可被下候長き内にはふんじゆつ可仕候以上

六 藤田東湖書翰

母堂宛

弘化元年八月十九日

おかゝ様拜上

虎之介

十四日御文拜見仕候朝夕ひへしく罷成候處被爲障候御義も不被爲在御安心申上候私事も忌中無事昨十八日忌明と申のみ何にても忌明のしるしも無之たゞなまぐさ相用候位の事に御坐候おぼしめしよせられ候かつほこふじ漬一桶上の方へしやけみそづけ爲御登被下十七日夕たしかに御勝手方を相届申候昨日早速風味仕候處しやけは別だんかつほはいかにも鹽からく殊にこふじも一向つぶれ不申候間先々あのまゝにて五六日も過候上の事に可仕と存どちらへも遣し不申候これにても貳朱文ほどの御か

りのよし此方にては右位の大かつほは一本にて七百八百と申候よしに御座候間どちらへ遣候もすいぶんめづらしく賞くわん可仕候江幡も家内事廿三四日迄は忌中に候間てふど忌明のころ遣し可申存候」
 金百疋さし上申候内貳朱はかつほの御禮内貳朱は御もう中御見舞に御坐候かばちやさつ州にても御とへの可被下候尤身錢には無之例之長島察くれ候も甲冑の代二百疋遣候間右を半ぶん下し候のに御坐候」
 ひたちおび二巻は中々急には下し兼申候尤下し候てもちと御婦人様のには面白くも無之候九月節旬方には御目にかけて可申存候」
 齋田の三男急病のよしとしき事仕候此方にて先ころ肥田大助のむすめ一寸わづらひやられ申候小兒は致方無之すいぶん用心いたし候外無之候」

高の先生持病のよし時候のかはりめ御大事に被成候様存候私などはうの毛のつき候ほどもふあんばいの事無之其上酒を澤山用ひ不申ゆへか六月

か今日迄下血杯も更に相止誠に大丈夫たゞ人が參候度にやれたいくつだろふやれからだのあんばいがわるかるふ杯被申挨拶もめんどふに候間しほらしき挨拶仕居候得共一向たいくつも無之氣分あしき事も無御座候是は高野へのじまんに御坐候」
 今朝こくげんおそく相成筆めりかしこ

葉月中の九日朝

なをくひたちおひの序一寸たりとも人へは御かし被下間敷候見せ候はよろしく候へ共かし候と直にうつされ以之外に御坐候
 又曰く本文へは百疋と認候處御小遣はなくなり候ころと存候間長島分丸に(以下欠)

七 藤田東湖書翰「妹嘉能子宛」

「妹嘉能子宛」

弘化元年八月廿三日

高野 殿御返事

虎之介

先頃は御不快と承り例の通りとは乍存朝夕心に懸り居候處御さえくし
き御文のやう安心詠入り

おかゝ様被爲障候御儀も不被爲在御安心申上候御申聞え通り御同せんに
忌明夢の如く相覺候建事夙夜匪懈迄覺候よし少々安心畢竟先生御丹精ゆ
へとかたじけなく存候此御菓子にさる御方様を御内々拜領に御坐候間建
へほうびとしてはい分いたし候先生にてどうへいを御引しめ少々つゝ御
遣し可被下候尤御内々たり共拜領杯申儀決る他人へ御話御無用に候ある
いし伺ひに出候へは御世話にてれん印様御手つから御つゝみ被下候由乍
併御品はそ物え様存候徳女事も糸とり候よし糸とりとは蠶には有之間敷
糸を引候事か又麻をうみ候事か一寸いたし候事文通にては分り不申をか
しきものに候徳女事も忍びし長藏の故事ようやさま随分かわいがり可被下候
一向井町御仕舞金え事も申聞候通りにては大へこみも有之間敷先つ安心
いたし候あやめさだめ下したの口等追々參上のよし承候もやかましき様

に覺申候わもじ宅杯へは女子と申もねこすら一つ參り不申乍併れい
のひんけい朝夕やかましく扱々聞あき申候よほどこはいろ上手に相成
申候夫も心中にてこはいろ遣候のみおかしさもおかし

一十五夜月の御歌乍例おもしろく拜見いたし候わもし杯は近比つゆ言の
葉もなく候近き内出來候は、御目に懸可申候

一生駒書狀の事御文にて相分り候右書狀は爲御登に不及候尤佐野順次郎
參候事も候は、右書面同人へ御遣し可被下候乍去御開封え上佐のへ見
せ兼候文面も候は、御見合可被下候右え事佐のへはらひを立不申内は
相濟不申わけに候生駒は高安の妹むこに相成候元氣ゆへ養子所には有
之間敷定る出でひたいなる男子にても出來候事と存候いかばかりかめん
どうがよき事と存候

一大工佐左衛門のたんせいにて悪ばしら一本とりのけ申候へ共奥のはし
ら故を書院へ廻し候位の事にてつまり不申扱又跡へ残りはしら共も男ぶ

事
りはかりよくつて何にもなり不申候今日はまづこれにて筆とめ申候か
しく

八月廿三日夜

尙々建清書爲御登可被成よし手紙の封のみかさばり無益に候間五度分
も六度分も御ため置大封の序有之候節一度に爲御登可被成候墨筆等無
御遠慮被申越候様存候以上

八 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化元年九月九日

おかゝ様拜上

虎之介

月日に關守なく菊かさねとは罷成申候まつく被爲障候御義も不被爲在
御安心申上候一同無事之由安心仕候私事乍例無異御くろう被下間敷候
この代料も下し申度候處さだめて下谷を引つりと存候間下し不申候

一とくひこん無相違相届き申候
一筆五本さし下し申候昨日取よせ見申候處大文字筆はよろしすぎ候上に

ちくふとく建二郎手にあまり可申存候間まづやすき方にてのこらすお
ろし候而遣ひ候方可然と存候五本の内一本は建にはよすぎ申候高のへ
なりとも被遣可被下候もし又とくもうらやましく候は、四本之内御遣
し可被下候この筆にてよろしく候は、いつにても差下し可申存候もし
又もちつとふとき方とか何か好み御坐候は、無御遠慮可被仰下候
一 お幾文受取申候もはや暫之内返事は不仕候御序も御座候は、至輕無事
のだんよろしく定めてお幾には追高狩のせつ御逢被遊候まゝと存候
一金子さし下し候處どのやうにして下し候哉と御ざしん御坐候へ共別
あやうき事も不仕候間御安心可被下候その位のはたらき無之候はち
つきよにもなられ不申候霜月迄はなきこといはずにしのぎ候積に御坐
候極月にはいかな祿の事も相分り候半存候其地飯米のもよう可被仰下
候又跡舟の工夫前ひろく不仕候はさし支申候小遣ひもようも御存
分可被仰下候昨日ははじめてみるをうり五百文計に相成申候五月以來

たゞ取候はこれがはじめにて御坐候

一紙や切手之事いかさま御りん家おぼは御悦氣と存候まさか五升の切手と申はそのやうには有之間敷帳面にてたちまちに分候半

一伊之助代拜之よし承知仕候下谷おぼ君も御歸りのよし友藏これは先日大内八藏登りのせつ金子をたのみ七を受候二利一分貳朱のせしゆにつき申候きもの無相違とゞき申候此段御序にかさり印へよろしく御申こし被下候様友藏申

出候蝕虫□□くなどいたし候てしつけの付候わた入杯をぐつとじまもらし

くかゝり居候へ共行藏は裕計にて扱々さし支申候やどへ申遣候様申候へはなにやどにもわた入はござりませんからよろしうござるとの申聞

尤ねまきのわた入は有之朝夕はおかまのしやくだれの如しこれを羽織の如く引かけつくえにかゝ

り居申候やどもごくだらく歎ごくびんぼう歎あまりなる事に御坐候仍る此方にて三つもの二分計も出し候而遣し候半と存居候處此度御文にては中の口にぼろもの御坐候よし何とぞ右ぼろものどのやうにかせんたくこしらへ候事は出来申間敷哉袖口すそ廻し等の入用は早速下し可

申存候私も此方にて二分も出候はいたく御坐候間貳朱やそこの事にいたし度候裕はよき品有之候間これを上へ引はり候へは下著にわた入さへ有之候へはよろしく御坐候尤中々見え人ゆへその思召に奉願候いづれどうぞ歎何歎無之候而はしのぎ兼申候

一私先年用候羽織□□□の火事羽織にもんはの如きおもてつやあさのうらのぶつさき羽織

御坐候へき黒にそめ冬の綿入羽織には相成間敷哉御そうだん可被下候此方こたつも無之候間だん／＼寒氣の用心仕度候いそぎ申上殘候以上

九月九日

書そへ

當五月の一件鳥居榊原など申候御役人よほどとくをなしせいろん家にらみ居候榊は去月鳥は一昨々日ぬけ申候そろ／＼しへいがたもかたつき天神さまも少し御氣ばれに御坐候御火中々々

このせつらくしゆに

水が出て堀が一はい

まさ流れいまにあべないどゐてみていな

御老中四人

水の

堀は御側御用人之

牧の

阿部

土井

公邊もしじうごたすたゆくじは無之候

九 藤田東湖書翰

〔母堂宛〕 弘化元年九月十四日

おかゝ様拜上

虎之介

被爲障候御儀も不被爲在御安心申上候私無事御あんど被下間敷候十一
二は殊々外よき月に御坐候昨夜は少々くもり候へき乍去川邊一同はし
してふる郷の御うわさ等仕候一日も早く御國へ参り申度と申候へは川邊

は私はどふぞ一日づゝも此方へ御とめ申度と申大わらひ仕候近來は何ほ
どことわり候も客來多くさいしよと違ひ客の方功者に相成そろりと参
り無言にて坐間へおしこみ夜中杯は度々びつくり仕り候事に御坐候もは
や日みじかにてこのせつは夜が大せつに候處とかくむだばなしのみ仕り
扱々たいくつ仕候

一六日には政介代拜その外大せいなきしく御墓へ参候由ほろへ鳥も
すみ申間敷とよろこびと存候

一備前町々のべ紙爲登申候このせつ何よりの品よろしく御序に御申可被
下候

一したぎは上田印廿四日迄に爲御登のよし承知仕候來月四日迄にてもよ
ろしく御坐候此せつせんたくわた入かゝり候處べらぼうにわたが澤山
入候と相見へひるの内は大あせ位に御坐候二三日以前には大はだぬぎ
にてうつゝものいたし居候へはとなりのがきめにみづけられあのねお

つかさん御國のおちさんはねはだをぬいてそりやおきうだろこは
 いからいきますなよと申候なとを一人にてにこりく承り申候
 一永井兄弟の内へ御しつねなく御傳言可被下候中村三五衛門より鮭の
 みそ漬澤山爲登くれ候處返事も不致候間くれくよろしくと申御傳へ
 にいたし兄弟ともにわすれ候人物ゆへわすれぬ様□□^蝕□□^虫□□何も用
 事無あらく申上殘候以上

九月十四日朝少々雨ふり出す

一〇 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化元年九月十九日

おか、様拜上

虎之介

一筆申上候朝夕冷氣に御坐候處先々御機嫌能被遊御坐御目出度存候御忌
 中も被爲障御儀も不被爲在御忌明に相成候間今便はさえくし敷御文可
 指上と相樂み居候處定めて御承知被遊候半去る十六日御知行并屋敷召上

られいよく水戸風の蟄居と相成申候御國へは別に親るいへなり共達に
 相成十六日夜には俄に御引移にも相成候歎杯と存候處其筋承候へはいま
 だ御引移には相成間敷よしいつその事一と思ひに御引移と違ひ朝夕の御
 心中奉察候乍去まけをしみの様には御坐候へ共難義もつまる所迄參り不
 申は運もひらけ不申今までの通りにてはよろしすぎ候と申すそねみ御
 坐候間乍恐何とぞ天道神道に御まかせ若いものどもを御はげまし可被下
 候向井町おば、様には六十五才にて大難御引受被遊候共少しも御よわり
 不被遊とふく御運御開被遊候處まだ一年御わか被爲入候間何分く
 御氣ばり程朝夕奉祈候四十八年以前には三人ふちのしんしように御座
 候間まだ五そうばい多く御坐候必々からりと御かけはなれ風月を御樂み
 時節を御待被遊候様存候屋敷あげ候付萬たんの事杯所詮一々此方へ御相
 談の間も有之間敷殊にどふでやみに御座候間私はいか様にても存意も無
 之候間原十様御はじめ御親類方へ御相談可然御取扱可被下候た、み戸障

子なども拂候は、餘程に可相成候尤對談所と書齋の境の戸貳本計は此度の新屋敷へ御持參にいたし度其外はおしきほどの戸障子も無御座候別紙被仰渡書原十様はじめへ御見せ可被下候萬たん戸田等の模様にしゆんく御扱可被下候めて度かしく

九月十九日

尙々私はいの一盃と申ものにて養生仕候へ共おまへ様には乍恐御あご計御さすり被遊候は兎角御つれくんと存候間大白沙糖一斤献上仕候さとうゆに被遊めしあがり可被下候めで度かしく

一一 藤田東湖書翰「妻里子宛」弘化元年九月十九日

お里どの無事

虎之介

先日も申進候通わた入は廿四日にもかきり不申候嘸々御取込と御察申候行藏わた入を事心得申候我等わた羽織は北堂君れいの通り黒は御き

らいと奉察候いかさま右思召を通り本のいろのまゝにてよろし

御文詠入候

おか様御機嫌克恐悦次に一同無事目出度我等無事御安心此度はいよいよ蟄居のすがたをなし申候是迄は我等のみ誠に難澁御そもじ杯は廣々樂々といたし少々ねたましく存居候處漸々五分々相成申候わかいものにはよきしゆきように御坐候折角御はたらき金にても御ため可被成候たゞたゞおか様へ御難儀相かけ候儀我等心中御察可被成候折角く甲斐くしくはたらきおか様御心中少しつゝも御安心被遊候様御心懸可被成候一昨十六日八ツ時ごろ俄に加藤傳十郎御徒め付同道にてべり候戸口ををしあけ參候我等も百三十日ぶりにてかたぎぬを引かけ先日のあたらしふんどしをべたとひ切ふくいたし候ともよきかくごにて達を受候處御ふちも澤山頂戴屋敷をも被下難有事に御坐候十五人ふちの蟄居と申候はわたの上のはねくらに候少しも御力落しなく御かせぎ可被成候高野へも申

遣候處子供どもわるくたまげ不申様可被成候何につけ候も○印無之
は相成間敷尤追々拂物等にて出来候とは存候へ共まづこのせつのさわぎ
料に金壹兩下し申候おか様へ御相談御用ひ可被成候桑原靱之事は此度
の事に付るは不及返事候夫は忍いがまづおもと先生のみはかなしみの中
の樂と存候夫も忍いが又お藤杯も近所に相成申候世はさまに相成申
候いつれ今便は其地の模様くわしく申來候事と待兼候かしく

九月十九日

會澤金はなるたけ御封し可被成候さりながら遣候迎も不苦候先生の心

中にては貳百兩も出し候位ゆへ必々あだに御遣被成間敷候御火中

(此分別紙カ)

先便備前町を何よりの品もらひ申候御返書も不致候へ共至極ふほう

仕候段御序に御傳へにいたし度候 お里どのへ

一二 藤田東湖書翰「妹嘉能子宛」 弘化元年九月十九日

お 高 包まる

虎之介

久々にて御文めづらしく詠つまづ御障なふ御めで度触□□□虫乍例達
者御あんじ触□□□虫此度の二度びつ触□□□虫前せん方なく計と御察
申候男兄弟有之候は、右様せつも甲斐くしく力をつけ候半と存候處
いづれを見てもおまんこ計扱々様の時にはこまり申候何とぞ御そもじ
など必々御よわりなく北堂君へ御力を御添武士の家内らしく御たちふる
まひに致し度候祿の事は四十八年以前に立もどり御かんがへ可被下候且
又私事數年御奉公御加増等もいたしき不申候處萬一御加増にてもいたし
き居候は、此度は別をしく相覺候半戸田氏などは察入申候そこへ參候
るは是迄御加増等なきもよろしく候戸田今井 威公義公御代々數代の祿
さへ失候事ゆへ御取立ものはもとよりに御坐候
屋敷之事は自火をたき出し一とばんに焼失とさへあきらめ候へは事すみ
申候定る御いん居かおしいの何だのかだのとつまらぬくり言御坐候半な

れ共火事ノと申所にて御あきらめ可被成候
竹熊は古今の悪地と承候是計はあきらめ候道具立に一寸こまり候處
大塔の宮の土の牢にはましとでも可致候長文言御覽も面倒とあらしく申
殘候以上

長月十九日

尙々健次郎廣要道迄覺候由誠に以我等よろこび御察可被下候此上十五
人ふちも上り竹熊の屋敷迄上り候迎も男子三人さへよく出來候へは我
等は何よりと存候何分御しこみ御頼申候手本の事心得候處いつれ引移
濟不申候内は何程手本を下し候もだめと察候間先々下し不申候扱書
物は右のどさくさまぎれの中にて日に一度つゝは御ふくさせにいたし
度子供は少しうかれ候へは直にわすれ申候扱又あたりにてきもをつぶ
し候も見せ候へは子供はおかしく氣をそんし候間おどろき不申候様に
いたし度是又御心得にいたし度候めで度かしく

孝經終候は、論語に可被成候大學は不宜候かしく

第三卷

弘化元年自九月二十四日
至十月

一 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化元年九月廿四日

北堂 君拜上

彪

十九日ニ御文拜見仕候益御機嫌能被成御坐奉恐悅候私事も達者に罷在候
御くろう被下間敷候先日中はひるの内暖なる日をゑらみ行水仕候處もは
やいつれにも立きれ兼候間富永六大夫世話にて壹分計りの古ふろをとゝ
のへいやはやもり候やら又鐵炮ゆへつきもおそく三人大はだぬきにて漸
々まづ出來一昨廿二日四月中のまゝにてふるへ入申候水の通りさほど湯
はすきにも無御坐候處此度の如く心地よき事は無之誠にせいゝと仕候
以來は月二三度づゝはたて可申と存候先以竹くまへ御引移にも相成候哉

と存候處そのだんには無之屋敷どこへ渡候と申事も十九日迄は御承知無
之よし今程は定て大御取込と御察申上候とかく御平氣にて御世話可被下
候何ほど御ごうけつにてもきはく思召候へは跡にて御つかれ被遊候先
日も申上候通り火事にて丸やけなれば上より御ふしんもなし不被成下候
へ共まづく家にあつき候が何かと思召悠然と御扣へ可被下候扱此方
も戸田杯はたれそれ揚屋敷と申渡に相成今井も松のぶ屋敷と出候處私計
は横竹熊町と計ゆへどちらと申事今以不相分今便に御返事御待申上候其
筋承候は、分り可申候へ共今更夫もめんどりに御坐候間今日の御運ひを
御待申候事に御坐候小國新三郎の北の方なれば誠のやちにて田の中の如
き處と相覺へ南なればせまき計さほとしつ氣は有之間敷いづれ後便には
間敷并井戸の有無御ふしんのもよう等いさる相伺度奉存候追々參候人中
の町なればよろしきと申候へ共私は竹熊の方好みに御坐候ちつきよ屋敷
にてはみやこに御坐候

一 萬事原君へ御相談よろしく奉願候

一 御神主様被爲入候場も有之間敷いまだ日合御坐候は、引こし以前御ふ
しん方へ談候は、その位の事押入一と通りは出來可申敷もし又最早御引
移に相成そのだんに無之候は、八田のせつの如くきよき箱へ御入申上
候様仕度存候八田のせつの箱近ごろ見かけ不申候處如何相成候哉新き
に箱御申付被成候は、此方を繪圖めん下し候間可被仰下候
一 梅香は玄關并四疊半對談場此三間は更に手をつけずりつぱにあげ候は
、跡は大ていかたづけ候よろしく御坐候いづれせけんなみ可有之あ
まりこはし過候は恐入候間可然奉願候

但對談場と書齋の間の杉戸は御引がへ可被下候

一 疊戸障子等一がいにせり拂いたし候は、ふまれ可申乍去又長く置候へ
は誠に益もなく候間可然奉願候藤田や土藏も二かいは明き居候當坐頼
みにはよろしく三木様へ御頼み杯御無用に被下間敷候

一これらは於菟留等小遣ひには用立可申存候乍去丹兄弟等上町の人はこれ迄之様には御用も御願兼被成候間御勝手方定付歟吟味方定付杯にて一人よき人物御ゑらみ四九一六の日書状へ封物の出し引御申付可然奉存候暮七月心付いたし候は、出来そうな事と奉存候御買物等は本町のちかくゆへ下谷方も自由と奉存候まつや杯はなのさきに御坐候へどもよき酒やは無之様に相覺只今かくろうに御坐候何も今日の御便にて相分候事とあら、申上候めで度かしく

九月廿四日

めづらしき菊花早そくとうえんめいにいたし賞翫仕候御引こし分り不申候ゆへ此方を上候まづ何も上げ不申候其御地にては私下りに相成候事と思召候よし中々急には参り不申候さて此度御ふち并屋敷之事に付

候かしく
駒込様大ていの御心配には無之誠にあつき思召涙のこぼれ候事計に御

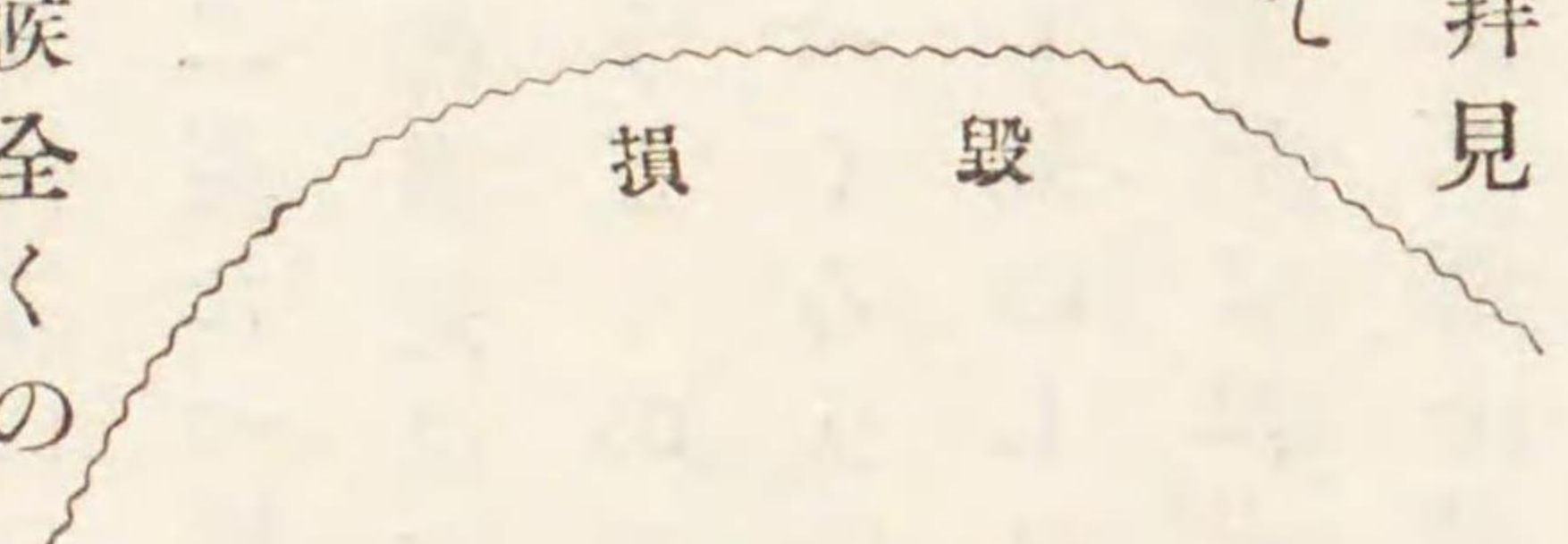
坐候必々御たんそく等御無用に奉存候委細はいつか御めもじに可申上候かしく

二 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化元年九月廿九日

北堂 君拜上

彪

廿四日御文拜見
毎朝之霜にて
益御機嫌
先日久々に
仕候じまん
にて長ばい
引受さ
益もなき事
にかゝり申候全くの



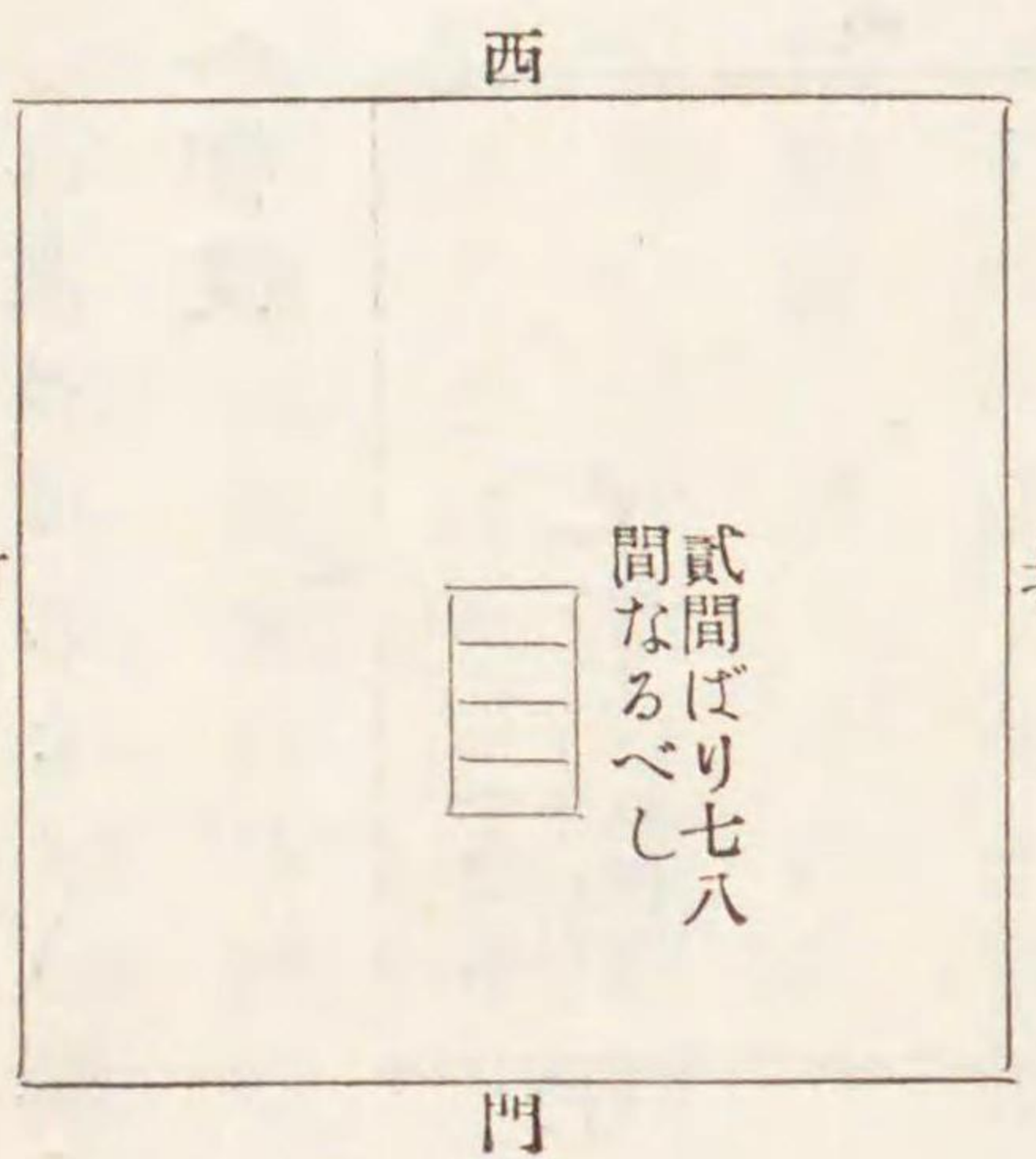
梅香竹韻 (弘化元年九月)

扱昨廿八日快方に□私最早平常同様に相成既に今朝もめし二せんわく
 大わん也大根汁二盃たべ候間御苦勞に不相成候へ共友藏事一昨夜不快是も
 玄友へ見せ候處是は私と違ひ面部殊々外しゆ氣參り玄友もくびをひねり
 いろくそうどくのぎしん杯せんさく仕候へ共其儀は決して無之旨なき
 聲にて申のべくろうの内に大わらい仕候今朝は昨日にはましと申聞候へ
 共いづれにも氣のしれぬ病氣くるうに御坐候夫に昨朝より流しばたらき
 行藏一人に相成よほど太儀と存居候處今朝は行藏へ相廻し候積めしごし
 らへも朝計にて晝と夜食は私事火ばちにてどのやうにか仕候積に御坐候
 此位の事は今日迄にありそふな事に御坐候處是迄能は三人とも丈夫にて
 相濟候へき

一十九日書狀にて御安心被遊候との御儀私も此度の御狀にて安心仕候竹
 熊岩舟屋敷をよしせめてもに御坐候坪敷等梅香を餘程多く相見へ申候
 たゞ五十年に一度位は火事可有之又水はあのへんすべてあしきよしぞ

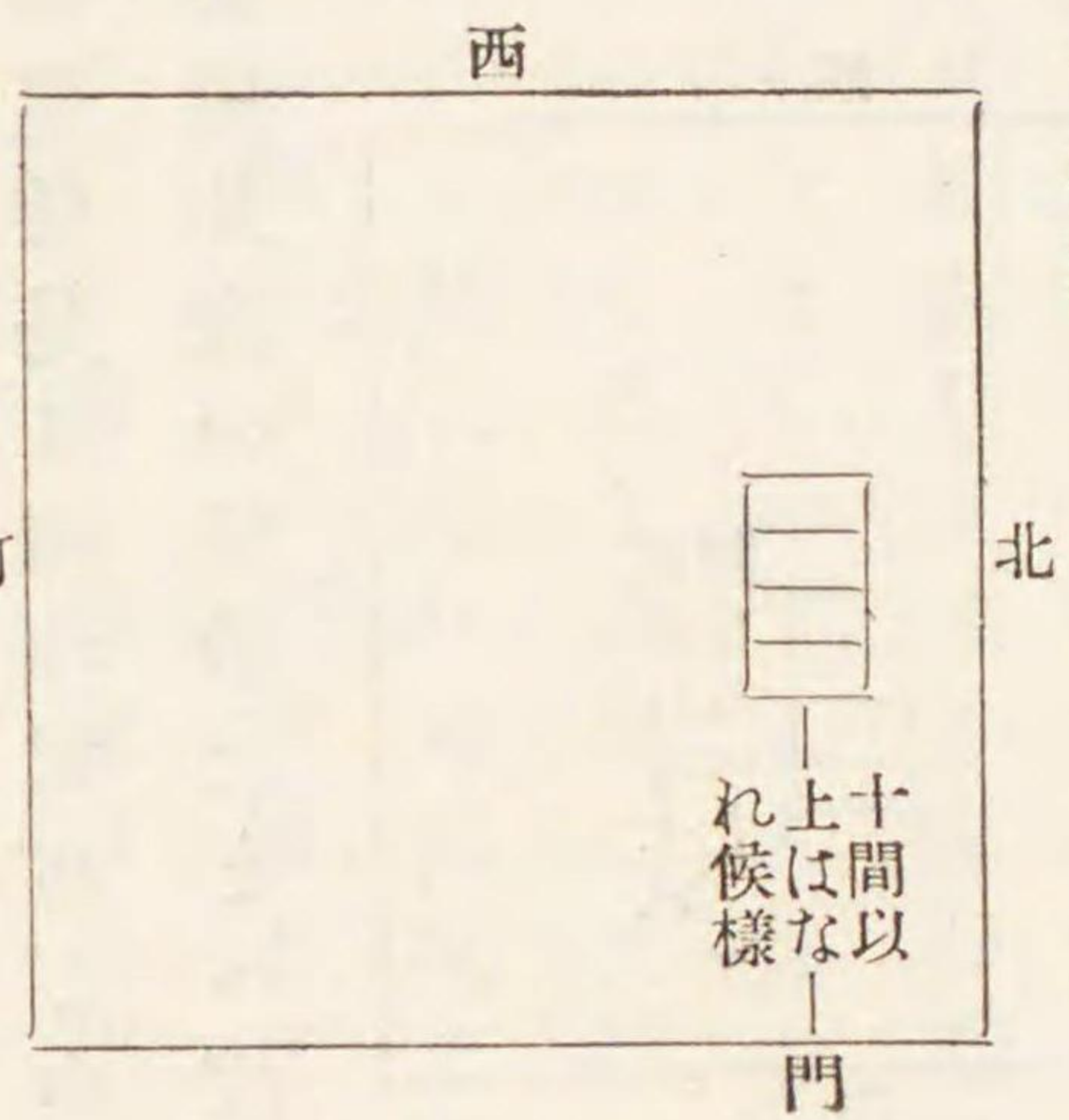
う水にのみ相用のみ水は町家の水道を汲候外有之間敷奉存候扱御普請
 方も更にらちあき不申よし早速取かゝり十月中引移と敷又はごくく
 のび來二三月の引移と敷仕度どちらつかずにてがんかべに相成候は必
 定に御坐候

一これ迄ちつきよ屋敷のふしん大てい門口を近く屋敷の中ほどへ立候様
 子に御坐候是は何の定めと申も無之御普請方にてよき位に見計候事と
 相見候處此度の屋敷たとへば



梅香竹韻 (弘化元年九月)

如右立られ候ははあとく迄こまり申候是は原様へなり共御頼川瀬歟
谷田部へ御談



如右に仕度候町家に近より候はは火災の苦勞有之候間成丈北の方へよ
せ申度又往來へ近く候ては子供等大せい心配も御坐候ゆへ往來は兎
かく十間以上はなれ候様致度右文句を表向に御頼可被下候もし又原様
杯出來次第がよきとの事に御坐候はしきつてにも及不申候
一主従衣服爲御登落手仕候いづれもよく出來申候行藏あつく御禮申上

候

一御扶持帳差下し申候委細は先便申上候通り御扶持拂方等之儀宜御相談
可被下候

一下女以來は更に御止被遊候よし御尤至極何々のけんやくと存候三四十
あとの文に春宿下りに付金何程遣すとか申事有之候間春はとくに御差
出しと存居候處今まで兩人罷在候哉遠方何かわからぬものに御坐候
一小ぞう一人も無之候は相成間敷との儀是も同じくはなき方可然奉存
候私さへ下候へは下女も下男も入不申上通り八人計にて相濟是非金が
たまり候理合に候へ共此方へはなれ居候は扱々くらし立兼申候扱小
ぞうの事はいづれ御引移の時に至り様子次第御決着可被下候

其次第はどこにも長屋持又はつきや等にて家來同様に入出致すもの
あるもの也又隣家の模様にも寄申候小國と申人物世話すきゆへ折入
て頼さへいたし候へは世話可致存候夫かれの模様にも寄申候第一苦

勞は急病人にても有之節蟄居人別計にては更に致方無之隣家にて醫者の迎いにても參くれ候へは外にこまる事無之様存候
まづあら／＼申上候以上

九月廿九日

書添

このまきもの吉成へ御とゞけ可被下候少々不快ゆへ手紙はあげ不申候よし御申添可被下候如何之不快と問返し候は、殊之外ふさぎ候よし抔御こたへ可被下候

一甚太郎も大坂へ御内用にて郡司孝一同に參候様被仰付候わもしはなはだふじゆうに相成可申候尤青木雄五郎へ跡用達申付候つもりいよ／＼の所は後便可申遣候わもしふんごみはかま等去年は松前見物當年は大坂見物にありつきうらやましきやつに候かしく
來月はじめ發足と申候處郡司もにはかにむすめの新家をなくし忌中

に相成候間少々のび可申候くわいにんをりようじちがひにてくだし
一夜の中になくなり候よし世はさま／＼に候かしく

三 藤田東湖書翰

母堂宛 弘化元年十月初旬

北 堂 君拜上

彪

建藏論語に相成候由高の大骨折察入申候今日文も認不申候よろしく奉願候以上

廿九日御文拜見仕候ます／＼御機嫌克奉恐悅候此方病人だらけの事前便申上候處私事は全く流行一通りに御坐候へ共友藏事は何歎わけの分らぬ病氣玄友もいろ／＼に□□^蝕□□^虫をつよく引受熱内にふくし居候ゆへ顔はれいさぎれもいたし候半と申す事にて日々薬用爲仕候少々つゝよろしきとは申候へ共はか取不申候行藏も私分はつよく引受廿九日夕を頭あからず誠にせん方なくばかり之仕合に御坐候仍る私事米とぎ等可仕と存候

へ共風後いまたきみあしく殊に夫にては兩人の家來いかほど大病にても
 むりくおき出し不申候は不相成つり合ゆへ御中間頭へ相頼慥なるも
 の一人日に三度つゝ参りくれ候様頼み申候へは昨朝を村松村兵衛門と申
 人物部屋を参りくれ右人物の御かげにて三度の食事仕居候誠にかたき男
 にて三度毎に兵衛門にござりますと臺所より案内をこみ候入候間
 夫には不及と申候も聞不申候位のやつに御坐候廿九日夕の飯は江幡甚
 太手傳を受申候然る處今朝は行藏儀少々快く最早ひるの世話は出來申候
 間朝夕計頼候よろしき旨行藏申出候間右兵衛門儀も朝夕計に相成申候
 右蝕通にては行藏は□□□□友藏もくろうは有之間敷候共是は五日
 十日□□□□安心不仕といしやも申候扱病難もよろしく候へ共夫を承り追
 々の見舞人にはこまり申候何の益もなく手傳も不致長咄杯致居ばかりこ
 られぬ方がよろしく御坐候一寸の事の様にてももはや三人にて三十服餘
 服藥仕候つまらぬ目に逢申候尤私計に無之江戸一體にイギリス風と申候

大流行に御坐候

一竹熊もよすぎ候説有之由御勝手次第どこへでもやるがよろしくと奉存
 候乍去今更外へくりかへ候には又その上り候屋敷ぬしへ別に達し不申
 候は不相成殊に御目付方御ふしん方等へも達直りに不相成候は不相
 成旁あらが見へ候間まづは動き申間敷乍去裏ゆき長過候間渡り候せつ
 にうらの太田誠太の方へ十間も入候位は安心不仕候乍去右等事申候
 へはちゑを付候も同様ゆへだんまりにて御待可被下候此事は實に御無
 言可被下候返くもちゑを付申候

一御神主様事安心仕候

一拂もの事いかさまかんばんは早速御拂可被下申候是はやはり七軒町
 へ御拂の方と存候

一馬だらいかいをけ等も御拂可被下候

むまやも作りつけには無之とりはづし出來候間不殘取候て一とまる

きにいたしまづ急に相手無之候は、下谷へなり共頼置申度事

一屋敷上ケ候節戸障子のくりかへ等のかげん御親類方等如才は有之間敷候共あまりはげしくいたし又こしらへ候而收め候様にては馬鹿ななり又あまりりつばにあげ候迎も明き屋敷に相成候内さんくゝに相成跡にて受取候人別而かたしけなきとも不申候ゑきもなき事此かげんかん用と存候先年覺右平上げ候節疊戸障子等はどの位のふりにいたし候哉内匠を御聞被成候は、相分り可申候

一御いん居の分は戸障子は勿論疊其外不殘ほね計にいたし是は當夏ふしん中ちつ居さわざにてぞう作いまた出来不申由申立候而可然哉

すべて雨戸類は新しきの分不殘取置次の間奥の前は雨戸なしにいたし右雨戸を坐敷通りへ廻し納め候杯可然哉

一だい所のわきの物置杯も取置跡をざつと古戸にてもかこひ置可然哉
疊も新とこの分は不殘取候て例の御ふしん方もの敷込可然哉

一拂物を事まづめつたに拂候事は御扣との儀御尤には候へ共私くろうはどこそこへ頼むの預ると申内に後にはかげもかたちもなくなり何の益もなき事ゆへつまらぬものは拂申度第一ちつ居やしきのふしんは二間どりに五間か六間の誠に目もあてられぬつき屋の如き所に御坐候間からくた等持込候は、更にすわり候而居候席も有之間敷存候尤道具と申候而も書物武器の外は何ほど無之候間すい分納り可申哉いづれよろしく奉願候

つき屋道具大がま杯は御拂御無用これはたとひ竹熊に場所無之とも追而願之上如何様にか少々のふしんは出来可申存候石うすは勿論御はなし無之儀と奉察候

一此度の新宅八疊の間押入へ

御神主様并書物類扱押入にあまり候品々并具足箱衣服たんす御用たんすの類坐敷内の四方へならべ候は、まづ私のせたい道具は丸に右八疊

へ納り可申存候

一同次の間八疊押入へ長持二つ入その上へ夜具そのつきへ例の通りぼるもの等入候は、押入はふさがり可申扱八疊の内へたんす三つその外中々納り兼可申存候

一茶の間へからくたは大てい納り可申存候へ共桶小ばつの類迄は中々安心不仕だい所と申候も定べくつぬき位の事と相見へ申候何れ新宅の繪圖面きまり不申内は暄と分り兼申候尤覺右平杯も二夫婦并三男等まで手せまにて住居成兼候ゆへを以親類願にて自分にて追まつぎたし候様相覺候間まづ無理く、押込追お如何様にも可相成候めんどろ相成筆とめりくかしく

四 藤田東湖書翰「妻里子宛」弘化元年十月三日

尙々高野どのへよろしく御傳言頼入候めて度かしく

御文詠入候まつく

おかゝ様御機げん能尙又一同無事御めて度存候我等達者御安心可給候建藏先ころ不快のよしいかさまた彦より申來候へ共折角御かくし被成候事ゆへわざと様子も不相尋心の中にてあんじ居候處御文にて安心いたし候當年も正月五月十月と三度の不快扱々よわき事に御坐候すいぶん御心を付可被成候

一着もの、事先々青嶋下ぎへ横たて嶋上ぎにて相扣へ居候この先へ参りさしつかへ候は、可申越候扱夏の中は處々へ頼ひとへものせんたくいたし候へ共寒く相成候おは何となく頼み兼候ゆへ近ごろじゆばんを着用居候處晝夜きつゝけゆへよこれ申候間下し申候よく御あらひ十四日に爲御登にいたし度候

一大小三歳と印迄に心祝として金三百疋遣し申候是は早そく山口氏御兄弟か丹兄弟へ頼み新しんきにたん刀二本うたせ申度候つかさやのこしらへ

等の事は追ふ可申越候まづいそぎ候て刀かちへ申付度長さかつこう等は可然御申付被下候様御頼み可被成候衣服等はいかなるぼろにてもかまひ不申候へ共兩人とも無刀にては不相濟候間是非く竹くまへこし候迄には間に合させ申度候かちやはかた町に居候幸左衛門など可然候尤誰にても我等は好みも無之候とかく可然御頼可被成候めて度かし

十月三日夜

おさとどの無事

虎之介

五 藤田東湖書翰 〔妻里子宛〕 弘化元年十月十三日

(前文蝕虫) 中町に居候哉扱右に付うろたへ候而拂物杯いたし候には及申間敷との事尤には候へ共たとへ來春迄梅香屋敷拜借相濟候にもせよ不用之品は拂候がよろしく候間合せかんばん杯は七軒町へ御拂可被成候大工町は馬だら

ひ杯も同様に候 馬だらひは三木氏杯かかりられ候事

一 麥當年中たべ候てもあまり可申よし夫は大によろしく當時は飯米も入不申候由我等察にては朝一升三盃 北堂君流 夕高ばかりの一升位にて相濟候半夫なれば御扶持も餘程うれ可申大慶いたし候此節は米直だんよろしく候間米をたべのばし候が何々の内しよくと存候乍併随分たんと御あがり可被成候

一 かさりやの友藏へ手紙參候處今日返し申候右は必間違ひなくかざりやへ御返し可被成候高の先生見たがり可申候へ共右等の事なく御返し可被成候友藏なくなり候ては定るかざりやは頭つうと相察候

一 備前町へ今便も御手紙竹くま屋敷之もやう等くわしく被仰下忝奉存候れいの通り文通は一切やめ切申候間不得已御返事も不申御出も候はよろしく御傳にいたし度候

一 高先生かしばんのよしかはればかはる世の習ひ御氣之毒に存候九人

の下男女今は行藏一人に相成申候間致方無之候へ共高先生あまりはた
らすぎ候は、又玄もの藥禮にて下女一人の給金位は引返され候半と夫
のみくろうに存候其許にもかく日位にはかしきばん致候様存候小四を
おかゝ様へ相願大を高先へ頼み候は、随分出来可申いづれ此節はわづ
らひ不申が何れの手ぎはに候四ツ半のたをうゝが参り申候間筆とめ
かしく

十月十三日夜

六 藤田東湖書翰「妹嘉能子宛」 弘化元年十月十三日

高 さ ま無事

と

ら

打續き御かしきばんのよし寒氣之砌折角御用心御働きにいたし度候
一建二郎ほんごにこまり候半と存少々取あつめ差下し申候右反ご之内の
ゑづは先日病中たのしみに引申候之是は竹熊へ惣かわら屋根のふしん

の積り御一笑

一御國ののべ紙へ計清書認候半江戸のいわき紙少々下し申候徳建へ可然
御はいぶん

一武者たんかこれはこの茶表紙へはりつけかるたにこしらへ候而建に遣
し可申と夏中を求め置候へ共寒く相成候而はいづれにもめんどろ中々
當年中出来そうも無之候間このまゝ下し申候乍御面倒御はりつけ御遣
し可被下候へりとらずにきりばなしにてよろしいにしへの武者の名を
おぼえ候にはよろしく候

一北堂君御ひそらの品々御納め可被下候まだよほど有之候其大封に相成
候間追々差下し可申候

一書物のたちはしさいはい紙に下し申候一枚にては細し二枚かさね折候
て用候へは随分よろし

一今ばんは松本三平はじめてこは、参り大こんあじのにしめ杯持参お

ゆきへ申譯の爲計に來候へ共不得已唐茶杯ふるまひ少々元氣あら〜
かしく

十三日夜四ツ時

七 藤田東湖書翰〔斷簡〕 弘化元年十月頃

武吉兩人も至極達者之由御安心可被下候

一大御臺様一位様と申す内實廿六日方御せい去之よし近々御ひろめに可相成まづ何之

段にも無御坐候扱々上邊も御事多に御坐候

第四卷

弘化元年自十月廿八日
至十二月廿七日

一 藤田東湖書翰〔母堂宛〕 弘化元年十月廿八日

廿四日御文拜見仕候ます〜御機嫌能奉恐悅候私事至極達者一昨日入湯

も仕候へ共此度は風も引不申行藏一同大丈夫にて日々大こん汁に新菜漬
御膳も存分相用居申候御安心可被下候此間中は暖氣すぎ身持不宜候處大
雨にて今朝を寒く罷成申候何れにも氣候不宜候間 御まへ様御始め子供
ども迄何分御養生專一に奉存候橋本甚右衛門三人の子皆痘そう二人はさ
かゆも濟候一人はさい中又江幡の子供ほうさうのよし何人かおもきかか
るきかもいまだ不承候へ共扱々くらうに御座候私事夏中を御先手ぐみの
髪(内職也)ゆひへ頼み置候處此せつ武田吉成の事にて更によりつき不申又江幡は
ほうそうにて参り不申何かど不自由もやは十日あまり髪もそろへ不申し
よ〜仙人のすがたにて罷在候先日一寸の不快如何いたし候あしれ候哉
私病氣全快武運長久を鹿しま大神宮へきとういたし候よしにて今日は大
そうなる御はらひをもちこまれ申候しんせつ之事ゆへたぐもすみ不申か
れこれ物入御座候世の中はさま〜に御座候
一新葉二十一代等はそろひ候よし根本の方分り不申よし右は根本をかし

候には無之三木氏を廻り候様覺申候間別紙御序に三木氏へ御廻しに仕度
存候今日は何も申上候用事無御座候間無事一通りのみあらしく申上候以
上

十月廿八日夜

尙々十九日に下し候べらくはたれへも御見せ不被成候哉もはや御火
中可被下候もし誰ぞへ御見せ被成候は、その人の名心得に可被仰下候
少々入用之

二 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化元年十一月三日

いか程か御おどろき被遊候半友藏事去る六日之曉死去仕候誠にはかなき
事夢とも何ともたとへべき様無之私并行藏の心中御察可被下候四日御便
にも申上候通りどうもくろうには御坐候へ共第一當人もだんくよろし
きよしにて中々死候存寄杯は毛頭無之玄友も苦勞無之旨尤四日にはあま

り汗出過候間薬をかげん可致との事にて五日を薬かわり四日迄は玄友も
毎日見候へ共五日の日計は参り不申其夜は客來有之夜九ツ□まで□候處
それ迄は何事もなく候處翌六日早朝例の通り村松村兵衛門参り友藏の部
や小部や有之候にへ聲かけ候へ共返事無之戸をあけ見候へばいかにねむり
候にもあまり□□ひたえへ手をあて候へはもはや□□□相成候付兵衛
門おどろき候て行藏をおこし申候私もうつらく承居候處御わかとうさ
んく友藏どのが終はりましたはと申す聲いたし候へ共友藏も随分ねぼ
うの男ゆへ兵衛門何をたまげ候かと私も半分は信用不致候處又々行藏参
り友藏が沒しましたくと申候時のさはぎ言語同斷に御坐候念の爲いし
やをもよび候處吉成市大夫宇佐美久五郎の類にて誠に變病のよし何にも
いたせ俄にしよう心いたし候様なる事と相見候へ共少しもくるしみ候様
子も無之第一隣の間とはかべ一重にてしかも裏道通用ゆへ廻し戸二ツ
揃ひ一ツは隣の間一ツは友藏に候處その中間も更に存不申大おどろき

之様子尤跡にて承候へばやみ付候十日計以前を水をくみ候にもいきざれ
いたし太儀のよし申候由いづれ死病にとりつかれ候事と相見候扱不及是
非候間御目付方へ願出大病之振にてかごにて御門を出候扱又御中間頭役
故伊大夫世話にて萬たん黒鍬御中間の振にいたし故田村清藏と改名爲致
右黒鍬御中間一まとひの寺へ葬り申候右に付甚太郎世話に相成候事難盡
筆紙私并行藏のうろく仕候様子等中々筆に盡し兼候へ共大てい御推察
可被下候いかにさいなんふり來候迎もかくの如き事までふり來候儀扱々
あきれ拂申候乍去私はますく大丈夫御安心可被下候行藏もいまだ風氣
ゆへまづく用心爲仕候友藏事此度の蟄居以來は誠に力を落し尙又屋敷
祿をなくし候由承候扱は別し心細き様子にて大に氣うちの様子扱々殊
勝なるや□に御坐候へ共畢竟死候位ゆへ別扱あはれに相成候事と相見候
扱右一件さいなんとは乍申四五十日も死る生るの大病にて十てん八とう
いたされ候は私并行藏も誠に難儀仕候處右の通り卒中同様之仕合不幸

の幸當人も仕合に御坐候萬たん無滞相濟其日はいのこにて處々をぼたも
ちもらひすぐについせん迄相濟申候返くも私はあきらめすまし少しも
ひるみ不申候間御あんじ被下間敷候かしく

三日夜認置

三 藤田東湖書翰「妹嘉能子宛」 弘化元年十一月廿八日

廿三日夜之御文めづらしく披見先以おか様御機げん能尙又一同御そく
災之由御めて度存候其許にも最早平生同様御肥之由寒氣之砌御用心專一
に存候今程御承知に相成候半
中納言様御儀一昨廿六日上使を以御慎御とけ被遊御同意奉恐悦候畢竟武
吉之精神ゆへ先々是迄には相成申候たゞ御政事云々之所中々急には
参り不申候へ共いかさま 公邊にても御慎も何も丸に御ゆるしにては全
く五月の事御間違ひに相成候ゆへ少しはまけおしみを引かけ置候事と被

坐候

一薬の事心得申候へ共右は四ツ谷御門外にて一寸人を頼候へば百文のせしゆゆへ延引いたし候御嫌ひ林清の子供らじ薬に用候ゆへ先日は頼候へ共林清も此節子どもほうそうかた／＼少々延引いづれ近日下し可申候

一遠山にても又出来候由迎もの事ふた子にても生候は、尙更はかめやりに可有之ものを

一武吉兩子此度の御事伺候は、先々心中にて悦氣と存候是も當年中には分り兼可申來年と相成候は、いづれ正月末二月初ならてはさばきに相成間敷此節の身上は拙抔をも又一だんきうくつと存候

蝕虫 □□あは大暑凌き兼候處いつしか □□も入今日にて二百日はくらし申候 □□とぞ來春柳櫻こきませ候ころは故郷へ歸り申度相樂み居候へ共夫以 □□いたし候ものか近ごろは第一〇印のさいかくに追れ中々心いそ

かしく乍併當年中は宿所々の合力は受ぬはり込にてくらし居申候御一笑可被下候夜ふけに相 □□めて度かしく

十一月廿八日夜

□此方々も今日は

おか、様へ文上げ不申候よろしく御申上之事

十一月廿七日の朝思ふ事ありて

うは玉の夜はあけぬれともはりまかた

またはれやらぬ(けさの朝ざり直すへし)

高 屋御返事

とら

(添書カ) 又かんがへ候に武田へ見舞はやらぬ方もよろしき様被存候何の益もない義理所ではあるまいに抔と被申五百文を棒をぶち候もつまらぬ事に御座候夫を右にてこふじにても御とへのへおまへ様あまざけにてもめ

し上り候方か

四 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化元年十一月

御扶持拂代今程はいんす相分り候半心得に可被仰下候此方も御まかない上り候後はめつたにかけにとゝのへ申候暮が思ひやられ申候

一十二月渡りにてもちば貳俵御取一俵つき一俵は北堂君來年中の御たのしみに被遊可然存候

但子供らへはあまりたべさせ不申様仕度定る先日のいこの杯にはぼた印たべ過候半と推察仕候事

五 藤田東湖書翰「妹嘉能子宛」 弘化元年十二月四日

去月廿九日之御文先刻江幡持參詠入り先々おかゝ様御機嫌能一同も御そく災之由御めて度建二郎様子くわしく被御申聞一月半計日夜あんじ

居候處却る大に安心いたし申候酒井濟りに舟の藥隨分けだいなく相用候様折々はうなき藥も可然又ひきかへる手に入次第爲用申度此方にはひきかへるうり候所も有之候へ共なまこ杯の如く樽に入候下し候も如何と存こまり申候先日千葉藥は則ひきかへるの入候藥に候處今以手に入不申候いづれ十四日方迄には下し可申候

一駒込様御慎明之儀廿七日夜御承知の由いかさま道中路次あしきよしゆへはやも延引と相見候委細先便申こし候様相覺候間一々には御返事不申候先便すまの朝霧と申句を認め直し可申と存しねむく相成直さず封候様にも相覺申候如何さて廿六日夕 駒込様へ追々恐悅申上候へは兩田はいかに候哉との 御尋ゆへ右兩人はいまた何の御沙汰も無之段御役人共申上候へは張本人の我等御免に相成候に兩田爲慎候へは不相成早速此事申立候との 御意ゆへ此度のは全く 思召の御事ゆへまづ 上の御慎被爲解候之兩人等へは 思召と申候へはよろしすぎ候ゆ

へいづれ追々に御免に可相成何とぞまづ御申立は御扣へ被遊候様申上候へは左候は、兩田御免に相成候迄は我等はやはり是迄を通り慎み居候間左様心得候様にとの御事にて諸人いろくくに申上漸々御元氣御直り被遊候由三四日過相伺乍恐落涙仕候畢竟は御役人ども行届き不申ふりよの御難儀御かけ申上候さへ恐入候に右の通り御配慮被遊候段實に以勿體なく存候必々ないたりないの御たんそく等御無用可被成候 上の御慎さへ被爲解候へは最早御ふちばなれに相成候迎も少しもいとる不申候

一 甲州くわし御備に相成可申且べちにも不及候よし安心扱何よりのまがも爲御登大慶たべたさもたべたく候處友藏一件以來りん家精印には誠に世話に相成候處無義理心にかゝり居候ゆへ幸と存先こくあのみ遣し候處何か悦氣の様子只今はほねなとたゝき候音いたし申候我等事は小林榮印道中にてぬすみ候よしの鶏肉をだんくくもらひ候間これを鴨

の名代にいたし今夜も一盃相用申候御一笑可被下候

一大坂相場の事原君を御傳言入御念候御儀必々不及御返書候

一 竹くまふしんを事一向無沙汰を由何とぞ來春は早々出來前使も申候通柳櫻をころは下り申度尤なまじる梅香へ下り候ては思ひのたねに候間却る下町へ下り申度又々ふしんを等いろくくにこしらへ樂み居申候まつ坂やの鴨は何のわけに候哉暮が近寄申候間今度は二三分も取候くめんには無之哉必々鴨のわいろにだまされ御拂は御無用を段兼る 北堂君へ御申上可被下候

一 この茶もらひ候間下し申候是は當暮友松杯へ遣し可然哉いづれ

北堂君思召次第を事扱乍序相認候是迄おぼし様へ南一つし上げ來候處右のかぶはよしだお姉様へ御廻し可被下候

一 けんちん相用ひ申度候處右の製法心得不申御序にざつと御申こしに致度三十里問合候てこしらへ候は、さぞくうまく出來可申候此節行藏

又々少々風ひき我等は石の如し友藏居候時は友藏なまけ候ゆへ行藏も折々米とぎ等いたし候處却る此節は手ぬらさずにてたゞひるめしのせわのみに御座候是も建次郎位にちとよわき方にて扱々はれものにさはり候様に御座候

一 おかゝ様を三度程御直書不被下候處別而御用も無之ゆへ若きものに被仰付候なればよろしく候處もし又少々御不快等には無之哉とすいまいたし候處よもや左様には有之間敷寒氣を砌必々御無理なる御世話は御よし被遊候様仕度存候今はかしま又四郎参り三木にうば三人又林の弟目がぶれ候咄杯承りいろ／＼こまかなることにはしらぬ事多く御坐候何ゆへ目がつぶれ候哉と尋候へはナアニヤツバリこじき杯に目くらが多いのはヤツバリあのわりと相見へスひきときをきてたべものもろくにくはなければ誰も目がつぶれへスサと申大わらひいたし候然らば宿所へも申こし何程けんやくをいたし候共目がつぶれぬ程に可申遣

と申候へき皆様御眼中は定る御別條有之間敷跡は明朝相認可申と筆とめりめて度かしく

十二月三日夜

天氣はよろしく候處嚴寒しのき兼申候扱當年も間なしに相成申候暮の拂ひ方藥禮等大圖の見通し十四日御便迄には爲御登に致度尤當暮は此方にてはかまひ不申定る其他にてどうか被成候事とは存候へ共念の爲承知いたし度候お幾はいかゝいたし候哉あまり音さたなしにてくろうに御坐候一昨二日には少將様はじめて駒込へ被爲入四ツ時を暮々迄被爲入誠に御兩親様にも御よろこびの御沙汰有難り只今見候へは冬至以來もはやしようじの子一ツ半丈日ものび申候ひま人はまづこの位に御坐候めで度かしく

四日朝認つぐ

尙々喜平はとふ／＼下り不申候哉久しくさた無之いかゞかしく

六 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化元年十二月九日

四日之御文拜見仕候まつゝ嚴寒之節ますゝ御機嫌能奉恐悦候建次郎事も薬用相当之由何とぞよきかげんにて早く丈夫に罷成候様仕度朝暮いのりゝ

駒込様御慎とけ御同せんに恐悦之御儀乍併前便内々高のへ申遣候通り今以半御つゝしみに被爲入扱々恐入

一 五印皆印へ御廻に相成候由承知仕候其御地御けいざいの儀是又承知仕候乍憚よき御手ざわかんしん仕候當月はもち米へひけ候ゆへ五俵ならては御拂に不相成候由いづれ暮の拂方等あまり御りきみ不被遊候様存候やせかまんは誠に無益に御坐候扱七俵の拂代貳兩貳分貳朱と被仰下候處當月五俵分を入候てもわつりに四兩そこらならでは無之夫れに

て暮の御しのぎいかゞに候哉心もとなく存候いづれ今便は大づ被仰下候事と存候

一 馬とう北條の事まづゝ今少し御待可然存候金子杯へ頼候は以の外不
宜候候定年頭迄には持參仕候半と存候

一 おと三郎へ壹分一朱之事と相考候上可申上候

一 御石ひの事はとくに出来候筈處このせつ筆者いそがしく來春に相成可
申扱々だんゝひま取申候尤たとひ出来候迎もこのせつは立兼候間た
ゞほり候てさし置候外無之いさゝ千藏承知に御坐候

一 おじゆんのめかけ手打に相成候よしいかさまけんなんそう有之男に候
へき

一 お姉を御返事いそぎ不申候御序之せつ御届可被下候

一 お雪よりめつらしき鯛爲登くれいつのかまゝにてたべあきゝ乍憚
よろしく願ゝ鯛は林清名あてゆへ早速とゞき申候へ共外に紙封一

ツはたかまあてにて爲登候よしやはりはたかまへ参り候のか又私へ参候か分り不申候へ共大てい私へ参候には有之間敷とぞんじそのまゝに仕り置候萬一私へ参候なればはたかまにてはだめに御坐候五月以來同人はいんしん不通に御坐候

一 木めんじゆはん一ツ二ツ有合候分當年中にのぼせくれ候様お里へ御達し可被下候暑中とちがひせんたくものには誠にこまり申候

一 朔日御備物御にきくしく被爲濟候由安心仕候吉成なくわし参候由かんしんなる奥方に御坐候お里など能々右の心得けいこ仕候様いたし度御座候

一 原くま極内々登り候よし之處一昨七日二日道中にて著誠にくたびれあしま又四郎のかり宅る人の所の押入へはいり昨八日は前後もしらず高いびきのよし安心のため極内々御しらせ可被下候先ころ取手宿やどやのはなしに 中納言様御引込たとひ追鳥狩はやみ候ても當五月以來の如く水戸道中にきや

かに候へは誠に難有候何に付ても 中納言様は難有御方と申候よしにかさま五月以來登り下りの人誠におびたしき事と存候此せつ紀州和歌山御城下より文通に右御城下へもはるく義民二々組□登り 紀州様へ御なげき申上紀州にても誠にかんしん仕候由尙又長崎を文通に水戸様御國中義民の評判西國一圓に相ひゝきさすが御國がらと申來候夫に引がへねりべい内にては御政事に御たつはりはまだく御出來不被遊と悦び居候ありさま扱々にがくしき事に御坐候兩三日は殊々外寒氣相ゆるみ申行藏をわらひ候内私事も少々風邪乍去薬も用不申しようが酒位にておしぬきもはや兩人とも大丈夫御安心可被下候めて度かし

十二月九日朝

昨日せつちんへ参りまどを見候へはとうふを手のひらの如き目かごをそてがきのかどへ引かけ置申候間行藏にたれが氣が付候哉と承候へは

アハア〜俗デゴザリマシヤウカ申候間夫ハヲレニ湯トウフをふる
まひ候様申一笑候

おかし様拜上

虎之介

七 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化元年十二月十三日

尙々お幾事丈夫のよし高々申來り安心仕候見川へも少々御金御手當御
内々有之候かにも承候少しは足合に罷成候事にや かしく

一筆申上候殊々外寒氣相ゆるみ申候ます〜御機嫌能奉恐悅候一昨十一
日は

中納言様此御殿へ被爲成朝五ツ半時迄被爲入候御家中も惣
御目見有之

御守殿様殊々外御悅々由尙又今十三日は 御れん中様此方へ御出被遊候
嚙々御満足と奉恐悅候且又去る九月中

少將様御任官之處近々又々中將に御任官の 御内沙汰有之二た月置に右
様之事誠に前例も無之候儀誠に恐悅之御事に御坐候乍併此事はいまた御
内々に御坐候今日は改元いろ〜めて度事のみに御坐候扱は此さとう少
々に候へ共

おまへ様へ御歳暮の印迄に獻上仕候乍あまり子供等へは御なめさせ被
下間敷奉存候尤これはもらひものには無之わざ〜本郷ととのへ候間
本のしんせつと御ほめ可被下候扱々さとうはやすきものに御坐候酒は一
升三百文夢の如くに御坐候近ごろふくり合に罷成今更御下戸か御浦山敷
存上〜ある人の歸りへ千葉薬頼み申候濟わたるの薬相應いたし候は、まづ
千葉薬は用心に御さし置被遊候方にも可有之哉いづれよろしく奉願候千
葉薬にも最早六百文かゝり申候とかくびんぼうばなしに罷成候間筆とめ
めて度かしく

十二月十三日

さとう一ト御便にては大封に相成候ていやがられ申候間だん／＼に相下し申候かしく

御おかゝ様拜上

虎之介

八 藤田東湖書翰

〔母堂宛〕 弘化元年十二月廿七日

御おかゝ様拜上

虎之介

一筆申上 〇月迫に罷成候處いよ／＼御機嫌能被爲入奉恐悦候私事も先々無別條近々初老の年を迎へ候儀と存候専らちよじゆつ一さんまいの積に御坐候へ共とかく客來多く八ヶ月の間存候ほどには認めもの等も出來不申何とぞ早く春長に仕り年來の心願相とゞけ存分にちよじゆつ仕度存候扱是迄は御便のたひごと一日もかけず文さし上げ候處いづれにも江幡の世話に罷成氣々毒に御坐候間正月十四日御便迄は御文通相やめ申候間左様思召御苦勞被下間敷候江幡事月々十二才その外にも用事有之候

へは參りくれ扱々めいわく仕候其御地にては小三郎は同斷と存候何ぞ可然御せいぼにても被遣候哉私事も江幡へは何か遣し不申は相成間敷候廿七日今日は定めて來狀を江幡持參と存候其せつ此文相渡候積に御坐候間今便も別には文さし上げ不申候其御地もいづれもなく靜なるくれ春を御送り迎へ被遊候御事と存候せつかく御機嫌能御仕まい被遊候様存候お里高の等へよろしく御言つて奉願候めて度かしく

十二月廿七日八半時認置

尙々此文認居候處へ林清よりかこもの届き早そく行藏へ申付ひらき見させ候處大くろからのよしいまだ御文はとゞき不申候へ共定而私へ被下候事と存候先とりあえず一まいこしらへさせ獨酌仕候積に御坐候萬一間違ひ外へ爲御登に候はゞ大しくじりに御坐候かしく
別紙申上候

只今春風の書面はし本持參三木氏もいんのよし以來は雨せいばいの世の

中と相見へ申候ゆだんは不相成候政介兄弟などわるくまごゝいたし不
申様仕度事

御文も只今拜見本文之通り今日は御返書來年十四日に可申上候かしく

第五卷

弘化二年 自正月十九日
至二月廿二日

一 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化二年正月十九日

おかし様拜上

虎之介

十一日御仕出之御文拜見□□御機嫌能奉恐悅候私事カ□□そくさいに罷在候御
安心可被下候舊冬拂方等之事小三郎へ御申付爲御調爲御登に罷成候處古
今めづらしき仕わけ勘定更に相分不申候畢竟は乍恐御益もなく去年不殘
の仕譯の御つもりゆへ如此書付とは罷成申候去年不殘の仕譯と相成候へ
は中々百兩をこし候事にて所せん御帳面駈と不致候は出來不申候私相

何度事は左之條のみに御坐候御序高野へなり被仰付可被下候

一 舊冬相拂候ヶ所

一 千兩にかさ一かい先き方のがんしよくいかゞ

一 よしだは如何被成候哉

一 當時御有金何程に候哉

右さへ相分り候へは惣體の所は大づにけんとうを通し申候事に御坐候別
紙小三郎調之書付は御返し申上候御序に原君へ御見せ可被下候此様なる
書付と申があるものには無御坐候第一入之分三拾七兩余にて出の分六拾
三兩と申候は貳十六兩余不足の筈と奉存候
一 殘金九兩壹分貳朱残りし内壹分貳朱小遣に可被成よし承知仕候處豊田
并松坂等々參候は定御遣込には相成間敷如何
一 松坂に五兩余のかけ有之よし驚入申候右之内には高印御殿のするびき
は無之候哉相伺候

一 殘金又々あつけは如何と被仰下候處御同心には候へ共又々皆川と申も如何敷外に可然口御坐候哉相伺候扱去暮は御知行の残り又は御扶持高直等にて御茶をにごし候へ共當暮は最早全くの十五人ふちと相成七月も暮も御扶持拂代の外にあては無之候間此上かけは一切御やめ可被下候

一 私方の入用日に五匁づゝは懸り可申と春風先生かんがへ申候よし是も大風なる御かんがへと獨笑仕候日に五匁は一年三十兩にて十五人ふちをはこし申候江戸のくらし計が十五人をこし如何可仕哉小三調の書付と同日の論に御坐候扱私事もこれ迄はまづゝするきたるきにて相しのぎ申候へ共次第ゝにこんきう仕候月々貳分貳朱と三百文づゝは米の代に必出申候仍るはみそ醬油すみかたゝ金壹兩は無之候るはこまり申候尤壹兩にては迎も酒はのめ不申候へ共酒手位は随分はげみ申候追々書もの等被頼とかく酒はもらひ申候今日も切手をしらべ候處

かまぐらがし其外にて貳斗壹升はいまだ切手残り居申候御安心可被下候扱金壹兩は月々御扶持代御受取被成候は、直に御封し何月江戸爲登分と御しるし當月を別に御取わけ置可被下候此方入用と申上候は、早速爲御登可被下候

一 お幾事もだいぶらちあき不申候今程如何

一 よしだも先々安心仕候春風ぬし當春は出可申と心待仕候處待ぞんを仕候今日はしんしよう用申上候ゆへいろゝ失禮の文言のみ出來申候御めん可被下候

正月十九日

お筆どのへきもの頼み候事承知仕候處めんどろに御坐候間近々菊永へ頼み下し候積に御坐候
風ろしき下し候様被仰下候處此方へ爲御登の分はとくに下し候様相覺申候

二 藤田東湖書翰「妻里子宛」 弘化二年正月十九日

おさとどの無事

虎之介

御文詠入

おかし様ますく御機嫌能恐悦一同も無事めで度我等無事御安心鹽引澤山御もらひのよし此方にも大壺本もらひ候處是は北隣へ歳暮に遣し小一本もらひ候分正月相用ひ外に山口をきりみ爲登候分二三日跡迄にしまい申候もし爲登候ならばひすと尾と骨をさり四半身づゝ三つ計も桐油包にて爲御登にてよろしく候當月は行藏事もちにはりこみ候ゆへか十日計米たへのばし申候御地はいかゞもちにはもちにてやはり米はちがひ不申候哉喜平事此廿一日立にて下り申候間此方の事御聞可被成候備前町ゑんだん今程とゝのひ候哉扱備前町もとかくもめ返り候よし何とぞ無事にいたし度候何も春深く可申入めて度

正月十九日

此くわし大小兩人へ遣し申候これにてめいゝに御年玉相濟申候高印と其もとへはいまだ何も遣し不申いづれお春長に可遣候大小さぞくせいじん致候半めで度

三 藤田東湖書翰「妹嘉能子宛」 弘化二年正月十九日

高野 無事

虎之介

御文詠入 いよく無御障めで度存候私事例の通り無事御あんど被成間敷候左に御はら御いたみのよしそろく又御おこりの御下地と存候よかんのせつ折角御用心專一に存候何よりのたばこかたじけなふ存候此方よりは御無沙汰申候五月以來もらひもの帳面御しらべかんじん御かげにて俄に深澤杯へあつく禮を申候乍去昨日福しまやお藤のて参りくれ候處御帳めに無之候ゆへ是へは禮も不申候處御調おとしには無之哉庄

司健齋のぼたもち杯も落候様相覺申候扱々御女兒殿方の御書付にはこま
 り申候扱御帳めん見候へは御國はひどくすみがたのすぎな所に御坐候
 一高と御改名可被成よしいかさま私りん家にもお瀧杯と申例も有之候處
 一體其許には生れながら富益よせ勢かきあつむるある名こ 高の皆よろしすぎ申候婦
 人にはみち満たる名はあしき事と存候尤高もすいぶんよろしく候へ共ち
 と高く相覺申候されどもおひくとも付兼可申候へは何のわけなくたか
 のゝかのをとりかのにては如何しかし高にてもふかき存寄は無之候
 御詠歌かんぎんふしぎなる事には私十一日に下し候歌と誠に似寄申候
 兩三日の愚詠別紙懸御目申候へば歌計澤山出來申候めで度しと

正月十九日

去年のしはす妹なる益子がもとより
 暮て行年の名残も惜まれす春立かへる君を待身は
 といひおこせし返しとてよめる

○ たけき

草枕旅ねにとしをふる郷の春をうつゝに見むよしもがな

○ 初春の歌とて 彪

たれこめて春の光もよそちなる身を初老と人なわらひそ

○ おしなへて春やきぬらんわかやとは
 こそのちりたにはらはぬものを

四 藤田東湖書翰母堂宛 弘化二年正月廿四日

おかし様拜上 たけき

十九日御文拜見仕候先々御機嫌よふ被遊御坐奉恐悦候私事達者に罷在候

御安心可被下候先以兼々苦勞仕候處見川にても十一日平産殊に小太郎のよし誠に以大慶仕候おちかと違ひ丈夫らしく御坐候哉扱右に付見川へは何ぞ被遣候哉相伺候後便可被仰下候喜兵衛事今程御對面被遊候半存候永三郎も同斷と存候かたゞ此地の事くわしく申上候半甚太郎事も母病氣にて近日下りに相成申候尙又朝夕頼みつけくろくは兵衛門も出替りにて當月中には下向のよし扱々こまり申候又可然人物見立頼み候外無之めんどうに御坐候

一太田小林金子之事去年中御文尙又此度之御文てらし合せ考候にどぶも吞こめ不申候乍併原君御吞込之事に候へは何れよろしき事と奉存候
一十兩又あつけの事此前便も申上候通り又皆川やにも無之様存候處外によき口御坐候哉

一舊冬廿四日御便にかもに似寄候鳥一羽登り候付どこから參候かは不相分候へ共慥に受取候旨申上候處右は永井のよし當春被仰下尙又此度小

三郎之行藏へいよ／＼とゞき候哉と申來候よしいかゞ行違候哉何れ無相違届き申候

一小二郎之鴨三右衛門よりあゆ落手仕候序よろしく御挨拶奉願候小二郎今以引移り不申候由早く引こし候様御傳言可被下候もし又引こし不申方にりくつ御坐候哉三十里先の了簡にては引こし候方よろしきと計被存候

一御地當年ほどつまらぬ正月は無之様被思召候よし御尤様には御坐候へ共乍憚今一だん御あきらめ被下こと／＼くゆうせんと被遊候様いのりり私事ます／＼右の術を相覺り前便に申上候春日の閑居の歌の心もちにて罷在候昨日はじめて鶯を聞入又一つやりいしたいのこじ

早春鶯

さきそむる梅か枝のみをたよりにて
また春なれぬうくひすのこえ

御一笑可被下候めで度し

む月末の四日朝認

五 藤田東湖書翰（妻里子宛） 弘化二年正月廿四日

おさとどの無事

虎之介

尙々高印へよろしく左のはら今程如何いたし候哉し

一筆申入候先々
御かゝ様初御きげんよく恐悅我等無事御安心扱先日永三郎下りへふろし
き包み一つ下し申候右々内半じゆばん歎ひとへものゝ内一つは來月四日
御便爲御登可被成候當時着用いたし候半じゆばんは十二月廿四日なきつ
ゞけあまりよごれ申候ゆへ三四日以前うらがへしに着用致居候必御わす
れなく一つは四日に爲御登の事さやのわた入も二月十四日には爲御登に
いたし度れいのばゝあ青じま大破にてこまり申候間先ごろ中山庄司のか

み様へ頼みほころび等ぬひもらひ申候處別紙の通り申來候へ共ほころび
位と違ひ丸にほどき候までは頼み兼候間さやの下著登り次第右青しま下
し可申尤其内には暖氣に相成候間跡は又秋の事にてよろしく候げびしま
の上著も誠に大破に相成候へ共いたし方なく着用いたし居候其地に黒の
わた入あわせ等どの位有之候哉承り度候此方には黒上一つ下一つ計に御
坐候

一おとくよりこんにやくの御てんまの如き文參候間返事間に合不申候よ
ろしく頼入候随分出精ならひ候様御申付可被成候あまり手性よき方と
も不相見候間よほどならひ不申候と別紙中山のおく様位に相成あまり
がいぶん不宜候めで度し

正月廿四日

尙々此方にはふろしき無之よし先日おかゝ様へ申上候處一つ見付出し
恐入候右は永三郎へ頼み候分に候し

六 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化二年正月晦日

おかし様拜上

虎之介

廿四日御文拜見仕候此方一昨廿七日夜半より大雪今廿九日朝までふりつゞき候も餘寒いやまさり申候先々御機嫌能奉恐悦候此雪にては第一梅杯は大はづれに可相成隨る諸作如何可相成哉去る廿四日には晝八時を青山通出火大風にて誠にざん時に芝高なわ迄長さ貳里はゞ五六町七八町位にやけ夜中鎮火人死四百計と申候へ共千人も可有之よしおそろしき事に御坐候萬一御屋敷邊にて右様の火事有之候へはちつ居杯は忽にやけ死申候半と存いろゝ工夫仕居候處先々近ごろ御屋敷邊は至極無事に御坐候扱昨廿八日朝には□田かい介吉成恒次郎兩人阿部伊勢守殿御宅へ罷出候よしにて又々去十月以來のさわざ御城付へ沙汰有之昨夜無事に御屋敷内へ引取に相成申候御地は御郡方惣かわりのよし扱々騒々敷世の中に御坐候

先つ右様のさわざ有之度ごとに私杯は次第ゝに長逗留に相成候事と相見へ申候乍併五月六日に相成不申候内は一年の交代と御心得御待被下間敷候武田お幾々様子向井おば様御手傳にて委細御分り御同様安心仕候見川へ御見舞ものゝ事定る今日は被仰下候事と奉存候舊冬吉田へ被遣物之事委細承知仕候又彦々書狀に舊冬は誠に難澁之處梅香御いん居様御かげにてつゞき候よし禮申來候間夫ならば此方を遣候もは重々相成候半と存候伺候事に御坐候へ共被仰下候通にては誠に少々之事にてあまりあはれに候間近日おあね様へ何ぞ私々差上候積に御坐候まつ坂の五兩余はみな自分買懸りのよし扱々大そふに御坐候乍去拂之事は少し御扣へ可被下候まつ坂へ拂候位なれば外に無據ヶ所いくらも御坐候あつけ之事御尤に存候皆川の外にてたしかなる方に仕度尤ひろく相成不申様致度儀勿論に御坐候

九兩へ一兩返り候分共に十兩外にまつ坂を貳兩貳 □田の分は參候は、

分御添都合拾貳兩貳分御あづけ可然存候

御封し置の事

廿五兩一分の利なれば右にて一年一兩貳分の利

如何様之事有之候共
決る御遣ひ御無用

に相成申候

一 いわしこうじ漬相届き申候誠に上かげんかんしん仕候鹽引はとゞき不
申候察する所江ばた名前にて參候處同人るすゆへ家内へとゞけ今ごろ
はかみさまにたべられ候歟もし又無事に有之候歟いづれ今日青木雄五
郎へ承り可申候多分江幡へとゞき居候半と存候ふきの花賞翫仕候
一金子^{カネゴ}下りへねりやうかん尙又十九日御便に鹽がま二つ下し申候處とゞ
きさへ仕候へはよろしく爲念相伺

一 山口縁談整候は、又何歟遣し不申候は相成間敷との御事御尤に存候
長春に了簡の上可申上候まづ正月も無事相くらし申候めで度し

睦月つこもり

尙々此世上の模様にてはもはや竹熊ふしんはじまりそうなものと心待

仕候如何

七 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化二年二月十九日

おかし様

彪

お里へ返事間に合不申候よろし御申可被下候

十四日御文拜見仕候俄に暖に罷成昨日抔は御祭禮位の氣候昨夜は少々蚊
出申候いかにもおそろしき事に御坐候四五月のころ又々寒く相成候はさ
しみえに御坐候上野櫻もよほどひらき候よしに御坐候
一 竹熊ふしんもいまだ出来不申よし右は先ごろ少々心の中り御坐候間相伺
候處此節之模様にては竹熊處には無御坐候當月二日のころ戸田一同に
小梅村へ御うつしに相成候よしちらと承り其せつの様子にては三四日
之内にも引こしに相成候半と存候ゆへ當月九日には書狀出し不申候も
しれ不申と四日に申上候べき然る處

駒込様を御さつとう御坐候よしにて少々ね入候處又々いよ／＼きまり候と相見候もはや小梅御藏手代等追立られ右明き跡を御普請方日々こしらへ候よし御長屋は四間と申されに御坐候八疊二間は有之候間随分よろしく御坐候これがまづ竹熊のかはりと相見へ申候扱御かち目付一人下役兩人別だんに小梅づめ出來候されに御坐候下役兩人はもはや達に相成候由昨日承り申候いづれ左右前後に御目付方かためげんじうのけいごと相見へ申候乍併私事は是迄第一火事のくろう次にはとなり近所ちかく誠にやかましく難儀仕候處小梅は格別靜に可有之猶又右之通りげんぢうに相成候を幸に客來は一切にことほり誠に米水等の通路と月々三度御國へあんひを申上候計の積に御坐候是までは一だん心中せい／＼と樂み申候間必々御あんじ被下間敷候たゞ公邊の方へは今以しきりに何かたくらみ候ゆへと申事にとれ申候半と此だんは面白くも無之候へ共是もケ様なる世の中と存候へは一向ものゝかすにも無御

坐候是迄は月六度づゝ御文通申上候處右に付ては小梅へ參候は、以來は四の日歟九の日と歟御相互ひ三度に仕度封物は此方下し候事は少く爲登候事は多く候間江戸の九の日御國の四の日と相定め可然存候夫にても仕出し并著を受取候には月六才に相成申候六才位は行藏も足ならしによろしく可有之候不存寄に所清三杯の世話に相成候半扱々人は不思議之ものに御坐候

一 下著わた入じゆばん受取申候此だん氣にては當分は不用に御坐候先日深澤に頼候分は今程御引取と存候右之内いそぎ候分は庄やひとへものに御坐候右ひとへものはもはやゑり袖口を付長じゆばんに仕度三月四日には爲登に仕度存候かたびらゑるいは其せつに至りゆる／＼爲御登にてよろしく候

一 私事は追々せんたくも出來候へ共行藏さぞよごれ候半と御くろう被下候處乍憚其位はだんなも心を付もはやうら町のせんたくやへ申付立たつば

に裕貳つじゆばん等も出来申候夫に付亦もゑり袖口等中々かゝり候ものに御坐候私の分はいかにも外聞あしく頼み兼候先日中山へほころびを頼候事を外聞あしきよしお里を申來候へ共中山は扱置御屋敷の人は更にかまひ不申候へ其他所のせんたくやへはまさか東湖も遣し兼申候扱行藏のあはせを黒鞆に頼み右せんたくやへ遣候へは右の女行藏のきものをどこまでも女ものと思ひやつ口杯少々誠に大笑ひのはなし有之共略す

一右小梅當時の様子にてはいつれ當月一盃と存候黒の丸羽織も所詮間に合申間敷候へはやはりれいのよごれたるもんぱの丸羽織にて引移り可申尤足病を申立此方玄關をあの方の入口迄かごへのり候積ゆへ羽織も何も見へ不申候多分舟に可相成第一さし支候はとなりへも三百のわけにてまさかいろく物入多く是にはよわり申候

一是迄は黒鞆朝夕参りかしきばん仕候處夫も不相成行藏一人にては如何

にも心細き様子まさか年若ゆへ是も尤に御坐候小梅へ参候と承候へは人のいろは無之毎日うろくいたし鬼きかいのしまへでもやられ候様なる心配ゆへかれこれと申少々安心のやう子右を仕合ゆへ無據中間けんたいの侍一人めしかへ申候ちとよすぎ候へ共是も致方無御坐候尤右侍はいよく引こし候せつに相成参候筈に御坐候

一正月二月分爲登金貳兩は定而御坐候半念の爲伺置候尤爲御登には及不申候戸田氏は月々一兩三分つゝの爲登と承候其割にては私は三分貳朱にてよろしく候へ共中々たり不申とかく一月一兩貳三分はかゝり申候この先思ひやられ申候今日は小梅一件長文に相成申候間筆とめり、め度し

きさらき十九日

尙々小梅の事いまだ達しにも不相成事ゆへ御しんるいの外へは御はなし御無用に御坐候し

八 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化二年三月十七日

おかし様拜上

たけき

御文例の通り御日付は無之候へ共十三日の御文すいさつ仕候お拜見仕候
 先々竹熊もふしん出来十二日夜御機嫌能御引移さ由乍此中奉恐悦候今日
 行藏を小石川へ遣し御文江幡を引取先々大安心仕候どふも是迄はいかに
 も落付不申あしく仕候へは私下りにさしかりなまかべの中へ下り候様
 なる事に相成可申哉と存候處先々御引移のさわぎを見不申計も大仕合に
 御坐候原君を略圖江幡へ爲御登大慶仕候第一梅香を坪敷多く井戸もよろ
 しき由是迄あらし候ゆへ當時はあはれなるけしきと存候へ共よくこ
 しらへ候はしくつきやうの上屋敷に可罷成土地も定めて上土地と存候鼠
 町御姉様處々々ばあ様だち御さんかいのよしそのせつの御もよう乍遠方
 推はかり私事大丈夫先日申上候通り小石川をはるかによろしく

たゞ書物不自由にのみこまり此間中御門前のはんくは可申様
 無之別節句并梅若の日杯は誠にやかましく墨田川の中にて屋形船のつ
 ゝみ大こ杯手に取候如く相聞へ申候墨田川とは乍申てふど十間ばかりも
 ある歎なしに候間そのはづに御坐候行藏并和平をも内々一度づゝ花見に
 遣候處近年に無之はんくはと人々申候三四年來のきびしき御政事俄に御
 ゆるめに相成候ゆへと存候江幡参り候時の爲にあらく御返事相認置申
 候めで度

三月十七日夕認置

尙々別紙三枚之内一枚書は高野へ御申付御序にこたへ書爲御登可
 被下候文は細かに認候様御申付可被下候めで度

ちうもんの覺

一仕事師のよくはたらき候ものをやとひまづ金貳分ばかりもかけはたけ
 に成候丈ははたけにいたし菜大こん其外をまき野さいは一切とへの

不申様いたし度事

但屋しき内残らずたいらげ候は中々乙甲に可有之間右は主人歸宅之
上げち候事

一ながしばたふ小國の境迄之所からあきはいかゞしくざつともかきね出
來可然事

一御ふち是迄は上町へはらひ候由之處是ふは下町へ拂候方便利には有之
間敷哉

但右はいづれにてもよろし

一追而はともかくもまづゐなじみ候迄之内丈夫なるば、あの一人も御や
とひ有之候而は如何

一ば、あ不宣候は、ぢいにてても可然

きんもつの條々覺

一おか、様御儀何でも此あれ屋敷をだいちせねばならぬと申す御勢にて

まがり候御こしにてあらし御わざ杯被遊候儀第一御無用之事

一屋敷内の木きり申間敷事

一おか、様御水くみ御無用之事

一家の内のはしらへくぎを打候儀無用之事

茶の間邊逆もはしらは大せつの事

一梅香にて用候戸障子そのまゝ立候はかくべつきりつめ候は無用之事

但たゝみはくるしからず

一たんそくよまいこと無用之事

八重むくらしける庭もわが宿と

きけば見まほし今歸りこん

九 藤田東湖書翰

「妻里子宛」

弘化二年三月廿一日

おさとどのへ

小 梅

これ迄は我ら一人なんぎいたし候様にのみひがみ候てちと御國はねたましく存候處まづ去る十二日を御同やうのなんぎと相成申候さりながらまだ御地の方いくらかよろしくどういたし候も我らはそのやう存候たゞおか様御たんせいいかばかりと是のみ恐入誠に御申わけも無之候何とぞ御そもじよく我らの心をすいさついたしおか様少々も御安心被遊候様朝夕御心をつけ可被成候次には建二郎高の之跡の人物どもはいかゞ相成候もよろしく候何ぶんこの所朝夕御心がけ可被成候れいの建二郎水がはりなどにて今ほどいかゞいたし候哉何ほど河井が近く相成とてもはやくすりはのみ不申様いたし度候われら事は日ましにわかしく相成小梅へ參候以來は更に土もふみ不申候へどもれいの通りくろくとひりへ居申候もはや櫻も末にて御門外も少々しづか乍去うたさみせんの音はたえ不申候今日は早朝々尾張様御なりにて御舟うたなどにぎしくきこえ申候へ共そのさわぎをうけ玉はり候

計にて五尺四方の所にもくねんといたし居候去年今日千波原の事などくり返しさけ一合計のみ此文相認候めで度し

三月廿一日認置

尙々備前町より御ねんごろの御手紙十四日出に參り申候御返事は不申候間御しつねなくよろしく御申上可被成候めでたし

一〇 藤田東湖書翰「妹嘉能子宛」 弘化二年三月廿二日

おかのどの無事

小梅

めで度申進候まづおか様御初御一同竹熊の宅へ御移りのよしめで度候御かほの御吹出今ほといかゞ扱は只今江ばた參り承候得は原君も御登り今夕杯御下りのよし熊印も登り候よし初承り扱々あきれ拂候世の中らんびらんがいに御坐候何とぞはやくしつまり候様いたし度しん類もだんいろいろの事

は残り少く扱々心細く存り、此方は無事ゆへ別だん申進候事も無之候其御地の様子いか、來月四日御便り御申越可被成候 おか、様への御文の中へたづね書入申候是も四日に其もと、御認め爲御登可被成下候廿九日には御仕用御無用來月六日には小石川へ人遣申候序有之左も無之候へは江幡持參ゆへさし支申候四日御便を待申候江幡爲待あら、めで度

彌生末の二日夕認

尙々何か用事ありそうにてこれなく候がめでたし、

第六卷

弘化二年自四月六日
至五月十八日

一 藤田東湖書翰「妻里子宛」 弘化二年四月六日

お里どの無事

虎之介

一筆申進候けしからぬ寒さに候いよ、御無事めで度扱は又々暑氣近より候處夏ものは大てい下し候様覺申候間又々爲登候事と存候處ふてんに爲登候へは甚太郎はる、持參いたしめいわく致候間來る五月四日とか十四日とかには無相違爲登候と申事前びろに御申こしに致度左候へば其日に此方を小石川へ取に遣し申候甚太郎もなんと押へ候も一月に三へん位は參候へ共手紙と違ひ封もの迄遠方持參は誠にめいわくに候この方にも小き御紋付の黒ひとへもの一つ有之候間ひとへものもいそぎ不申その上わもじ事例の通りまづはあつぎにて扣へ居小梅へ參候以來一日もわた入をはなし不申せん日ごろあつき節は力平家來にほと、いけんを被申候そんなら手前のいけんを用候とて漸々わた入羽織一つぬぎ候處夫にてもまだわた入とあはせと著用大笑いたし候右、仕合ゆへ五月十四日か廿四日方迄なればよろしく扱又あまり大封にては行藏もめいはくに可有之候間よきほどづゝ爲御登にいたし度候子供ら屋敷かわりいか、いたし

候哉めで度し

卯月六日認

二 藤田東湖書翰「妻里子宛」 弘化二年四月六日

程(前文毀損)も無之候ゆへ朝夕はしる計ひるはめし計茶をかけかきこみ候事度々有
 之たまノ、肴や杯も參候へ共よく、草カ淺□邊にてうれあまり候品ならで
 は參り不申候間月に二度位外は、蝕□虫□兩人の僕カ□いづれも君子ゆへ右様之
 事は何とも不存大仕合に御坐候夫は扱置去月中より苦勞に相成候は五軒
 町お雪事いかゞいたし居候哉まさか先大人の御子に候間よもや平氣とは
 存候得共あまりりきみすぎ候てたじろぎ候氣味無之候へばよろしく候が
 と是のみくろうに相成候くらし方等いかゞ小人別□□當分は左まで難儀
 も有之間敷哉御序有之候は、何とぞよろしく傳言御頼入候りきみ候もあ
 しく又よろこび候筈は元より無之ぐろとくろうにいたし候内に又からり

と覺悟をきはめ如何様なる事有之候とも事しづかに落付居候様いたし度
 然るにひ聲を出しさわぎ候はやはりはづかしき事に候此段くれづよ
 しく御傳言可被下候二度とは此世に生れ候事不相成又此度の如き大變に
 も二度とはあひ兼候間如何にもおんびんにりつばに扣へ居度事に候御地
 も御祭禮□寄定ゝ十六七日はおとりさゝら等手に取候如く一入物思ひの
 種と御察申候めで度し

卯月六日認置

尙々御眼病もはや御こゝろよき事と存候かしく

覺

一勝男ぶし

二ツ

難有受取申候

外に御状ども

右之通受取申候明朝は小石川へ行藏遣し可申と存候處今夕江ばた持

参にて御文ども委細一覽仕候右之内見川の文はきさらぎの日付三〇

□余にて詠め入るゝめで度かしく

卯月六日

小梅

□^蝕□^虫□^虫詩人に候へ共力平はちと□^蝕□^虫なる事は不得手の方よつて先頃
中歌をすゝめ候へば大よろこびにて日々いろゝの歌出来誠にはらをよ
り申候行藏も又うらやましく相成中々歌人に相成折々三人にて歌合せい
たし申候力平の歌にはよほど奇妙なる名句有之候へ共これは常陸帯めぐ
りあひし時のたのしみにのこし置申候あなかしこ

三 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化二年四月十七日

おかゝ様拜上

虎之介

四月三日之御文同六日夕江幡持参仕候先々御機嫌よく竹熊にも御居なじ

み被遊候よし安心仕候私事不相替そくさいに罷在候毎月朔日十五日には
必ふろ出来髪は月六さいにたばね酒は毎日一合より一合五勺と々右にじ
ゆんじ萬事ことくくきまりを付相くらし申候客と申も無之ゆへのみす
ぎ候事も無之又夜は必五ツにふせりからすにて目をさまし候ゆへからだ
のつり合大によろしく下血も近ごろはさつぱり位に相やみ又舌したのいろく
ろき事などは更に無之是にて金せんさへさし支無之候へはよろしく候へ
共兎角一月に貳兩内外の入用にてもはやじゆつけいもつき申候しかしな
がらいまだ火事羽織あぶみのたぐひは御座候間まだく極きうには至り
不申候月々壹兩づゝの分爲御登可被下よし右はまづ御ため置五兩にも相
成候時可申上候この中へ二兩三兩爲御登にてはやけ石へ水に御坐候來る
五月六日迄はいか様にかさいかく仕候ゆくらし可申と去年をしんぼう仕
候事ゆへいづれ五月をこし候上にて可申上候
一とよだの分も一分御遣ひ込のよしこれは何金之とも一分あとうめを被

一 遊やはり御封し置可被下候とよだへ見舞の事御尤には御座候へ共先々御見合せ可被遊候人のみつぎをうけかり候金も返し不申候人をするひ候道理は無御座候しかながら妻子等如何様なる様子か定る永井兄弟は心得居可申御氣を御付可被下候

一 かいほつも貳分と壹分だけ出来候よし小三郎繪圖にて見候へば己午のすみの方御ひらきに相成候處あまりおもての方つぱに相成候と又やかましく候間もはや表の方はそれなりに被遊未申のへんせん水の前通りる一の間西の方太田の境まではぐつとかいほつ扱表いけがきのあともみぢのへん杯はいかにもくさぼうく物あわれに相見へ候方よろしく御座候今貳分位の處は此方へ御申こし無之御かいほつにてよろしく御座候大豆御まきみそ御仕込可被遊よしいづれ御さいはい次第にて可然奉存候

一 南通りは町家の土藏のよしけしきはあしく候へ共火さいの爲には大に

よろしく御座候右境通りへはかしの木つばきのたぐひときは木を植扱その前通りは矢場によろしき地面に相覺申候乍去大木の伐かぶにはこまり申候

一 竹山皆はだかに罷成候よし近ごろ迄もよき竹山に相見候處致方無之候仰え通り植候外有之間敷尤當年は少々は竹の子出可申と存候扱竹山もあまりふかすぎ候は不宜貳間通りも竹山にいたし可然候夫にても廿一間半ゆへよほどの竹に御座候西北のすみ竹山の前はかね藏をたて候地面に御座候

一 一向宗のあとゆへ定る稻荷も有之間敷一躰諸士の屋敷へいなりを祭候も本しきには無之候間幸になければないまゝにて可然かざるかはり尊大人の詞堂を立申度とも存候へ共先々あとの事に御座候
一 太田の境と小國の境西北計へは杉の木を壹本通り仕立申度候いかゞ
一 去年の相場たがひ貳兩計返り候よし左も可有之存候乍去もはや是にて

せん知行のちりほこり不殘相濟あとは全くの十五人ふちにて七月にても暮にても一文もよけいには渡り不申候間乍恐御ゆだん被遊間敷候いづれせんざいにもよく御仕つけ金もちに相成候外無御坐候今日は御祭禮とぞんじ久々にてまぐる相とゝのへ私は例の通りさしみ家來兩人にも存分にふるまひ神事仕候間一抔きげんにて此文相認置申候めで度かしく

四月十七日夕

四 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化二年四月十八日

北 堂 君無事

彪

お雪書面落手返事は間に合不申候よろしく

十三日之御文江幡只今持參拜見仕候御機げんよく恐悅廿四日にひとへ物爲御登之よし承知仕候廿六七日之内受取の人さし出し可申存候「佐治七糶

二承知仕候「井戸のへんへれんだい出來候よしそれだから御女兒様方にはこまり申候本文にも認候通りあの邊はいかにも物あはれがよろしく御坐候へ共もはや致方無之此上何分表通りは夏くさ等よくしげり候様相願候すまゐより西はいかにもきれいに可被遊扱れんだいにかぎらずすべて戸障子の類梅香分はまづ其まゝに被差置尤手をつけづにはまり候は、格別きりつめ候類は必御見合せ可被下候「お姉様も御歸りのよし壹分云々大によろしく御坐候其外にも御さし支の様子に候は、折々貳朱壹分は可被遣候とよだ等他人と違ひ親類はいか様にも御見つぎ可被下候お幾へも時々貳朱位は被遣よろしく御坐候

一 御藏方封もの之事秋山のしんせつ尤には候へ共まづ御見合可被下候忠助も相應にうるさき人物に御座候間先々御見合せ可被下候

一 あはせ相とゞき候よし安心仕候仰の通り通用直段は貳分位のよし私はおろしねにてとゝのへり

一白もめん爲御登には及不申是は追々遣候所有之候先々ちゞみ計にてよろしく尤外に三くづしかたびらはのぼり候事と存候
一井戸かこひこみに相成候よし何の益も無之御儀やはり只今は草ぼうばうたる中へお里杯大をうぶひ水を汲居候處へ客杯參候がよろしく候へき夫も致方無之候私下り候へは右等のかきね等は皆不用に相成申候并戸は當時流しに相成候向通り小國への境へほり候積に御坐候江幡爲待置御請迄あらゝ申上候めで度かしく

十八日夕

十六日朝夕不正之天氣四ツ八ツの間天氣御下り御田樂等てふど相濟候半十七日は晝之内不天氣朝夕はよろしく候間御祭禮も無滞相濟候半と奉存かしく
建二郎論語二卷目しまひ候よし自分々よみ候はきらひのよし御しかり可被下候定めて左様と存近ごろはほうびも下し不申論語を四卷までよみ候

はよきもの遣し可申と被仰付可被下候以上

五 藤田東湖書翰母堂宛

弘化二年四月廿六日

おかゝ様極無事

虎之介

本月十三日の御文十八日江幡持參其節とりあへず一寸御請申上候へきまづ御機嫌能被遊御座奉恐悅候とかく氣候揃兼一日の内むしあつく相成候と存候へはたちまちにひへしく罷成いづれ六ヶ敷年がらに御坐候私事例之通り無事相凌き罷在候小梅の蚊は兼ておそろしきよし承居候處承り候々もひどくくれ方に罷成候へは坐敷中蚊だらけに相成中々かやり杯にてはしのぎ兼候ゆへかやをつり候へば誠にむしあつく扱又少々もぬい目などすき居候へば夫々むくり候と相見候朝夕五疋十疋はかやの中にてたいじ仕候扱々人もいろゝのものにせめられ候ものに御坐候御文あらゝは此前御請申上候様相覺候處其せつは江幡爲待殊に一盃きげん

ゆへ御請落しも可有之と尙又今日申上候

一 佐治七云々右人物はゆだん不相成など諸方を申來候へ共私は先大人以來すいぶんしんじゆつにつき合居申候而同人さしつかへ候節は金子等用立候事も御坐候尙更右實父ちつ居の事に付るは先大人あつく七右衛門へ御心を御つけ被遊候事も有之候とかく御國の人はめつたに人をか
んぶつの何と名をつけ候へ共本とのかんぶつには無御坐七右衛門杯は
たとひかんぶつにもいたせしめこん位の處にて中々かんひやうしいた
けとは參り不申候事

一 豊田家内いかくらし居候哉此前も申上候通りまづ永井の様子くわし
く御聞被下候様可被仰下候右の様子により七月位迄には何とか可申上
候尤先年豊田花岡にだまされ候節私を用立候金子も二兩三兩には無之
候間此だんは兼て御心得に申上候すべて男づくの事には御婦人様御承
知無之事も御坐候間豊田にかぎらず左様可被思召候兼々人をたすけ不

申候ては人もたすけ不申ものと存候

一 ひとへ物の事先々ちみ爲御登に相成候は夫にて相しのぎ左候内極
暑に相成候へば此方はかたびら多く相用候間さし支有之間敷もし差支
候は喜平へなりとも可申付候五平次へも拂もの代一向とれ不申候間
そのかはりひとへの申付候もよろしく御坐候五平次もよこさぬ男
には無之候へ共御承知被遊候通り通路不自由ゆへしせんとのびがちに
罷成候事に御坐候

一 楊父子杯も御國勝手被仰付候處道玄中風當月九日何の段にも無御坐候へ共
いづれ下り候事と存候先大人御石碑の事玄友へ頼み千藏兩人にて持き
り候筈に御坐候夫に付ても例の馬頭金はいかに御坐候哉今以きた無
御坐候哉御石碑は右をあてに兼々心くばり仕候扱々するき郷士に御坐
候原君も御引込にてそのだんには有之間敷候へ共どうかいたし加納左
一 右衛門に御たのみ可被下候兼々申上候通り十兩丸にさいそく仕候様

にては不宜候へ共一寸のそん金に十兩と申候ゐいづれにも高く候ゆへ
その方の心次第に遣候様御頼み被下候は、御郡方にてはいかな無理と
は存間敷存候ざとう金をはたられ候ためしは御坐候へ共ばとう金をは
たり候は是が初之に御坐候

一 駒込ろうやにてもやくひようはやり二人相果扱々なさけなき事に御坐
候一間四方へ拾六人づめと承候いかなるごうけつにてもたまり不申候
先々不殘御國へ御下しに相成少々安心仕候 私事何程蚊にせめられ候も
もまづ右にはましと存候桑原杯如何いたし居候哉

一 此前も申上候通り井戸かこひのれんだい出来候は、致方無之候へ共此
上なるたけくさ御はやしぼうくと仕候様奉願候「私事先達ゐの文に北
の方ゆひきりと申候は水口の所を直に小國のさかいへゆひきり小國の
うら道より參候も臺所へ廻り不申ゐは入口無之様に仕候わけに御坐
候然る處先日御文の趣にてはうらみちをかこひの中へかこひこみ候わ

けに相成けしからぬ事に御坐候しかし出来候分は致方無之此上門の内
又は楓のへんにくねがらしなどはびこり候様仕度存候兼々御約束通り
明廿七日朝行藏を小石川へ受取に遣候筈に付今晚此文相認申候めで度

四月廿六日夜五時認置

六 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化二年五月八日

おかし様拜上

虎之介

今日は別ゐ用事も無御坐候へ共小石川へ行藏遣候間右序に一筆申上候先
々御機嫌能奉恐悦候私共無異罷在候御安心可被下候一昨六日夜迄にて先
々一年の交代も相濟昨日も又々一と交代の心得に御坐候此節は二人の御
家老下向之由右様のさわき御坐候内はいづれ交代は下り兼候事に御坐候
乍併長き月日の内には左様計にも無之乍憚御氣長に御待可被下候

一先頃御文之内にお里おかの等皆々ひとへもの出来候へ共御まへ様計は
 去年の御品御用被遊候との御儀あちらこちらに御儀何とぞ御まへ様に
 もまつ屋を御取被遊候様存候私事もひとへものはいまだ一日も用ひ不
 申候へ共壹枚にては所詮凌兼候間五平次を取候筈に約束仕候私衣服の
 寸尺何とぞおかのへ御申付一つがきにて爲御登可被下候以來は右書付
 を手本に仕り可申候おくみだの何寸下りだの申事どうにも私にてはし
 れ不申候

一御さゑんせんざいも追々出来御樂と存候土地は梅香をよろしく可有之
 存候此方當時は毎日く夏大根の汁に御坐候處先日下そうじ御屋敷に居候御百姓そ
候也よりゆきわり豆澤山もらひ私は例を通り大きらひ之處家來ども
 は大悦にて毎日右を汁にいたしさやはなく豆計いや誠にあまたるくさし支候
 へ共近來は食物等事一切家來まかせときめ申候間こらへ候る相用居
 候へば昨夕迄に朝夕十一度つゞけ候る右そら豆の汁ゆへさすがの東湖

もこらへ兼昨夕は油げじるといりわり申候何程しんぼう仕候心得にて
 も右の通りなる事折々御坐候能々承候へば家來共は豆には少々あき候
 へ共大根杯と違ひさざみ候世話無之候ゆへ用候とのよしものぐさ太郎
 のあつまり御一笑可被下候
 一先達亦も申上候通り例のぞとうきんはいかゞ最早玄友も近々下りいよ
 く御碑をほり候事に御坐候
 一その屋敷も久しく人のすみ不申處ゆへ定めてしつ氣深く候半藥種やも
 幸近くの事ゆへそうじゆつにても御たき被遊候様存候此方誠にしつき
 ゆへ無據折々そうじゆつたき申候何も用事無之無事の段あらく申上
 候以上

五月八日朝

尙々あつく成寒く成一日の内いろく相成以の外の不氣候何分御養
 生專一に奉祈候以上

七 藤田東湖書翰母堂宛 弘化二年五月十八日

おかし様拜上

虎之介

十八日夕一はいきげんにて一寸申上候まづ御機嫌能奉恐悦候本月三日の御文八日朝に行藏を小石川へ遣し受取申候間この前は御返事不申上候青印のひとへもの慥に受取申候思ひきや青の御かげにて夏ものうつり候半とは則早速きそめ可仕と存候處八日はひい御ちい様の御日がらゆへ御へいをかつき翌日を著用折から日々の暑氣ゆへまい日著用そるくさく相成り明日杯は例の木綿ちぢみにても著用可仕存候一じゆんさいの事迎もだめとは乍存鐵の棒へもとぞんじあたつて見申候處早速爲御登則今十八日八ツ時江幡を相届人を頼み届候早速相開きおくぶの出候ほど相用ひ今ばんはいつもになくめし一せんひけ申候じゆさいの味古今むるいなみたがこぼれ候ほどに御坐候御文無之候間分り不

申候へ共もし御文參候か人頼みゆへ吉田の名前いづれおととめ印等の働き

にも可有之哉何分よろしく御言づて可被下候

一光陰矢の如くよしだの大人も一年に相成申候此歌今日出まかせに相認め申候おあね様へ御廻し可被下候

一家來力平事去る七日より病氣此度は友藏にこり候ゆへ早速いしやへかけ可申存候處御目付方殊々外六ヶ敷小石川へ往復かた々漸々八日の夕にいしやに見せ申候きう病なれば二三度は死たり生たりいたし候も間に合候ほどの時節に漸々藥相用候扱右いしやの事小石川へ申こし
いまだ分り不申内に小梅の御目付方にて相分り下役立合にていしやに見せ申候之夫とはしらす江幡は小石川にて御目付方等をせめ付候へは右はもはや小梅にて分り候との挨拶夫にても不安心と相見へ江幡わざ
く九日夜に小梅へ参り申候間右は昨夕よりいしやにもかかり申候と申候扱江幡も八日小兒六才の女子病氣熱にてりを兼候よし私處へ參候時は見はなし

兼候をむりに參候様子扱々いろ／＼の事に御坐候然る處力平は日ましにせんかい四五日にて起出し兩三日は最早平生に罷成申候御安心可被下候やみつきには御せんを一晝夜たべ不申ゆへ誠に驚入申候夫々にわかに用心行藏にもきう治など爲仕候私事は金鐵の如くゆへ一合にて御免に仕候

一江ばたに右々通り世話に相成家來病人を嘸苦勞に可致ともそんじ又江幡の小兒の様子も苦勞に候間右様子承り度存候へ共同十日朝に隣家忠助御か無調法夜廻りをのみ過候てふんぬき候とがこ候事有之しかり押込被 仰付一躰此方が無事なれば此方のうら道をかし候而もよろしきわけ然るにしかられ候人がしかられ候人の裏道を通り候も無遠慮ゆへ御目付方へ承り可申存候處承り候は、又六ヶ敷可有之と存まづ用事有之時はこそ／＼通用右の仕合ゆへ水くみがやつと位にて中々小石川へ遣候事も不相成夫ゆへ十六日にはもしじゆんさいがきたかもしれぬと心には乍存空しく打過

申候内今日江幡を樽もの二ツ届き申候その口上書にむすめも段々快方と有之候餘程の大病と相見候へき何とぞよく肥立候様仕度候か、あのおふくろ登り居候間かいほうにはこまり申間敷扱々いろ／＼の事に御坐候

一たぐわん誠に見事故田家五月の品にはめづらしく相覺申候此間中はぬかづけにはりこみ申候處家來共兎角きうり等を一度に買込一度につけ候ゆへ後にはすつばく相成候ゆへめんどうにても幾度にも毎日つけ候様申付候へ共どうも參り不申候又明日はぬかづけをやめ御國たくわんにてのみせめられ候事と相見候しかしば、あ古のう事でとちがひ中々きいろの御品めつらしく賞翫可仕候

一れんだいも御如才は有之間敷候へ共ちつ居中ふしんは不宜候れんだいもくぎ打付は御見合せのよし大慶仕候草立もへびが出候ては御こまりのよし建二へ御申付御ころさせ可被下候私事七歳のころは加治七三の

手下にてすいぶんへび位はたいぢ仕候へき建二は女の中にてそだち申候間よわく出来可申と夫のみ時々くろう仕候

一 小國の裏道の事委細被仰下此度は能々相分り申候畢竟さいしよのゑづ不宜候ゆへ大に疑惑仕候

一 この青物るいは去月廿三日おばあ様御忌日のころなれはめづらしく候處其時は殊の外高直扱夏至御祭と存候處右申上候通りりん家つゝしみ中にて何の段にも無之漸々今日差下申候もはやいんげんもかくの如く年より候間御地にもたくさん出候半とて志計御賞翫可被下候扱この内を少々御わけよしたのれい前へ御たむけ可被下候扱々世の中は夢にて御坐候

一 御うらいんげんの花はさきましたかな 秋はの古事 めて度かしく

五月十八日夕刻かの聲らいの如し

八 藤田東湖書翰母堂宛 弘化二年五月十八日

おさとどの無事

虎之介

此間中は夏らしく相成申候いよ／＼御そくさい御めて度わもじれいの通り御安心

一 われらきもの以來は五分もたけのべ申度候此度のひとへものはみじかく候いん居はゆきたけともにあまりみじかきはいかゞしく候

一 じゆんさい誠に賞翫いさい御かゝ様へ申上候

一 備前をするめたくさんに爲御登れいの通り御返事もあげ不申御序に篤様へよろしく御申上

一 先日のおわかめだん／＼すくなく相成候處よく／＼見候へは右わかめを入候袋はくすり袋にてそのもと用ひ候様子いづれ去年五月を一年の内に御不快と相見申候一向ぞんじ不申御無沙汰

一 又よく／＼見候へはめのわきをけがいたし候人も有之候様子誰に候哉

建二には無之哉扱々とかくにくろうたえ不申候めで度かしく

五月十八日夜

尙々おかのへよろしく

おかゝ様へ申上落し候見川へ貳朱被遣候よし大によろしくとかく兄弟
之内おかのほまづおかゝ様おそばに居候ゆへなんぎにてもまづよしお
ゆきも此節は大なん乍去じぶんきりもりゆへまづよししたおあね様
と見川は人にかゝり候身の上察入申候よく御心を付可被成かしく

第七卷

弘化二年 自六月十一日 至十月十八日

一 藤田東湖書翰

妻里子宛 弘化二年六月十一日

おさとどの無事

小 梅

三日御文披見いたし候暑氣之せつ御一同御達者何よりに存候我等例之通

りと申内當年は別してすぐやか此わりにては百年もいき可申と存候ひも
の爲御登大慶乍併甚太郎遠方難儀いたし候程の事は無之候間以來は御無
用秋に相成候迄は魚類は御無用に候かたびら之事まづ爲御登には及
不申候當年はいまた一日もかたびら用ひ不申候一體御殿へ出候とちかひ
やどにては我等はかたびらはあまり好み不申れいの二くづしも爲登候ま
ゝにて仕舞置候間此方を申こし候迄はふるかたびらは爲御登に不及候建
事近ごろ丈夫讀書いたし候事何を御うれしく扱夫に付思ひ出し候處建は
じめ子供らすべてぐそくはらがけを御こしらへ必々御用ひさせ可被成候
壹分もかけ候は三人前は出来可申松やるしぼり地なりとも御求め御こ
しらへ可被成候當年はあつき内に朝夕わるくひへ候事有之扱々いやな氣
候痢病杯安心不致腹をひやし候は第一あしく候梅香とちがひ風も來り申
間敷尤是は奥の北口を一けんぶちぬき候へは大きにしのぎよく相成候半
と我等るづは出来居候へ共又考候に冬も一冬ためし不申内はどのやうな

る北風吹來候かも不分候へは當年はまづ御こらへ來夏ぶちぬき可然候北
の方は岡田河方等の竹山多に候ゆへ北風はさしたる事有之間敷とは存候
へ共冬も一冬ためし不申内は分り不申候此間楊玄友の手紙にては竹熊は
極上と申來候處いかゝいたし候ものか めて度かしく

十一日夜

おかのへ文よしよろしくかしく

このせつあさくさにて見せものからくりにてひとりではたを織候よ
し大評判扱そのはたにて存出し申候四月ごろ白はた出來候よし今程
はしまゐに相成候哉此方も誠にひつぱくには候へ共はけとふのりぐ
らひはしん入可致候間のりあまきせつは御申こし可被成候かしく

二 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化二年七月六日

おかゝ様拜上

虎之助

一筆申上候此方は廿九日夜中大雷雨夫々天氣こはれ申候朔日々又々冷氣朝夕はあはせにてもよろし
き位ちつきよのしのぎにはよろしく候處以之外なる事に御坐候先々御機
嫌能奉恐悦候去月中は原君并武宗先御免に相成御安心と奉存候牛込も
今程其御地發足に相成候半何れはかゝしき事は有之間敷奉存候鈴木石
河杯長々御暇も同様扱々察入申候右に付るは春風先生杯も氣がもめ候半
存候へ共何とぞよく々世の中の事をむねに入簡いたし候様御申可被
下候 君の爲國の爲なれば如何難儀いたし候もよろしく候へ共なかま
のとうへ義理立いたし候様に相成候は以之外に御坐候さも無之候もさ
へ何の方にてはとうと申所へおとし申度所ゆへ此方にて少しもとうがま
しき事有之候へは思ふつばへ入申候之扱江幡の世話に相成候事言語同斷
忠介も右同様に御座候外の義理と違ひ此義理計はちつきよ第一の事ゆへ
忠介へは金百疋家内へ貳朱遣候て一年三分目當のつもりに御座候江幡へ
も醬油一樽も遣候つもりに候へ共同人參候度々酒一升づゝは必持參中

中貳朱や壹分にて引あひ候事には無之乍去又その酒代ほど遣候わけも無之候へは右はいづれ追あつく禮のいたし様も可有之存候所先達よりにもつくに相成居候白木めん是はおまへ様思召にて被遣候振にて何とぞ見玉に甚太郎へ御遣し可被下候高野へ代筆御申付家内へ委さいに御あいさつ御申のべ可被下候尤七月は十四日の便十六日に相成候様相覺申候處やはり十六日にてよろしく御座候

一向井町おぼへ様へあげ來り候貳朱以來はぬづみ町あねきへふりむけ可申よし去年中歟申上候様相覺申候處とくと相考候におまへ様御目上と申候ては向井町御いん居計に御坐候間やはりおまへ様を右御いん居へ被遣候様存候人は目下計に成候へは早く年より候もの、由仍あは一人づゝも御目上有之候方かくべつ御若がへり被遊候半と存候ねづみへは別に被遣候様存候外に用事無之あらく申上りしめで度かしく

七月六日夕認置

尙々此方にては大てい七の日に小石川へ人遣し書狀受取申候處家來などこねくり居候へは必甚太郎持參仕候扱其御地は小三郎持きりとのみ察居候所先日春風の書に只今伊之助事御手紙持參と申來候にてかんがへ候へば御便の度に小三郎必御とゞけ申候には無之たれぞ定付様の人にては御見づけ被遊候哉心得の爲に相伺候かしく

三 藤田東湖書翰

妻里子宛 弘化二年七月六日

おさとどのへ無事

小 梅

去月廿三日の御文詠入候おかへ様御機嫌能御同様恐悦次に一同無事之由安心我等丈夫御安心建二事晝前はおかの師しようにてよみ物手習いたし候由おかの事御殿に居候は建の世話も出來不申候處天道さまもよくこまかに御心を御くばり難有仕合いんげん大中りのよし今程なすもさかりと存候秋大こんの種下し可申存候處もはやおそきよしさだめてとくにま

き候半と存候ゆへ下し不申候小梅より小石川の通り路にたねもの屋有之候間何種にても御入用に候は、前びろに御申こし可被成候建事世話に相成候印迄におかのへ何ぞ遣し申度候處心申りも無之候何がよろしく可有之哉序に御申こしにいたし度候尤かくべつに○の出候品は遣し兼申候右御心得にて御かんがへ御申こしに致度候何も用事無之無事のをとづれ迄にあら、めで度かしく

七月六日夕認

尙々備前町へ御手紙被下候處例の通り御返書もあげ不申候くれ、よくろしく御禮御頼申候鐵こう嘸愛らしく相成候半と存候かしく

四 藤田東湖書翰母堂宛 弘化二年七月十五日

おか、様拜上

たけき

尙々おまへ様御目上は向井町計と存候處あとにて能々考へ候へはおい

の先生もまづ御目上と存候めで度かしく

中元ニ御祝儀一筆申上候十一日か十三日迄大暑昨今冷氣ます、御機嫌能奉恐悦候當七月はちつ居も近ごろに無之ひつはくの事にて御見玉も行届不申この小判三ツ乍少々しるし迄に呈上仕候とうなすにても御と、のへめしあがり可被下候尤五平次へ拂もの、代せひこのせつおさめ候筈ゆへ右さへ手に入候へは又一盃位は出来申候間御苦勞被下間敷候

一本月四日御文拜見仕候原様も御出之由久々にて御たいめんと御うれしく存上、ひたちおび之事委細被仰下かしこまり、何事もこしらへ候人のたんせいほどには人は見不申ものに御座候金子の口うらもいづれ春の日へ申つぎと察し、

ひたち帯の中へ筆墨一封入候處定めて無相違と、き候事とは存候へ共品がらゆへ爲念相伺候

一おかの藤袴の歌かんしん仕候私もそのまね仕候處おかのほどには出来

不申たゞまけおしみのつよき處がさすが男子丈と御らん可被下候今ば
んは中元の月をながめ可申と存候處浮雲立おほひ候ゆへ此文かにくは
れながら相認置りめて度かしく

七月中元夕

又彦樂役是々大きよろしく被仰下候通り當世はその位が實によろしく
御座候すべて若きものは委細かまはずがくもんいたし度事に候處世上
につるされおしき月日をうかくくらし居候様子不及是非候先日小石六日
川へ來狀取に人遣候へは杉山も黄泉におもむき候よし承り扱々力を落
しり尤夏中々六ヶ敷とは存候處とふく右々仕合いよく學者の
種ぼうろきに御坐候此上はきくせんなど羽をのし候事と存り夫に
付ても跡つぎのがくしやほしきものに御坐候處於菟三郎近ころ如何え
様子又力太郎抔如何ならびに建二郎等如何の様子に候哉子供にても七
ツ八ッ位に相成候へは少しは相分り候ものに御坐候實に先大人の御學

問先々會翁并私二人のみに残り居扱々危き事に御坐候長文に相成候間
めで度かしく

五 藤田東湖書翰「妹嘉能子宛カ」 弘化二年七月

常陸帯は御一らん相濟候は、大せつに御しまる置可被下候御親類方は男
女共に御見せ不苦候尤いづれも宅にて御見せ竹熊カ外へは一夜たり共必
御無用是は萬一うつされ候を恐れ候也

但會澤金孫兩人へは兼て見せ候やくそく是は外の事にも無之いろく
御達の書付をもらひ候カ書入申度ゆへ也仍カは會澤か金孫兩人之内も
し參候事有之候は、ケ様の書物下り居候へ共どうもきみあしく候間さ
し出不申候へ共御兩人様へ計は兼カ御約束のよしゆへ懸御目候迎やは
り宅にて一寸書物の様子のみ御見せ扱御達の書付を御さいそく可被下
候なんと申候とも江戸へ相談カ上ならでは門外へは出し兼候趣御挨拶

可被下候

此書物を内けんちの處へ是非いろ／＼の達し書入申度は迄度々杉山會
金へ申し候へ共本を見せたらば書付遣し可申と申すきみ此方にては書
付を遣候は、本を見可申とのきみにてこれ迄らちあき不申候也

六 藤田東湖書翰母堂宛 弘化二年七月廿四日

北堂 君拜上

たけき

中元御認之御文十八日とり遣候處嵐にてつき不申又々廿二日にとり
に遣し拜見仕候まづ／＼御機嫌能奉恐悅候私事れいの通り御安心可被
遊候

一江ばたへもめん爲御登之よし江ばたもくれ／＼御禮申來候ばくたい
の御品頂戴との事に御坐候

一向井町おば様の事承知仕候右は先便行違ひに申上候通り下谷と申も御

坐候間大に／＼二印にてよろしく存候

一よしだなんぎのよし是は度々申上候通り時々とまりに御よび又は百に
ても二百にても時々御心付可被下候

一江戸狀受取候事承知仕候

一鈴木出火之よしやん目に火いるに御坐候しかし二百石と申もの有之候
間五へん三へんやけ候迎もかゝり合はいたし兼申候具そく箱の外丸や
けのよし一たい具そく箱の外には出し候ほどの品は無之様兼々見受申
候へきまづ／＼れいぼくも一生しやく宅とかんてい仕候いへどふも

一大小四わきざし出來兩人大悅のよし私も大悅に御坐候尤私の悦び候は
ちとわけがちがひ申候去年登り候時小四はよい／＼の如くにあるき大
は左の手にてごみをひろひ候ては又わざ／＼おとし又ひろひながら
一じやりやつと立候てもかた／＼の足を出し候へはころび候へきその子
供どもがわきざしの出來候をよろこび候様相成候段めで度事に御坐候

ケ様なる事に付ては故郷も少々なつかしき事も御坐候
 一右わきざしよろしすぎ候間木刀云々御尤には御坐候へ其木刀にてはな
 きもどうせん是迄の如く本との品無之候は不宜候處もはや出来候上
 はやはり是迄の通り丸ごしにても可然候正月八朔とか節句等もの日に
 きものにてもきかへ候せつ計そのわきざし御さゝせ可然候尤御文ゆへ
 早速淺草へん爲承候處百二百にては誠の御もちやにてさやはおかめん
 めんの如くにほひ候よし
 扱又少しわきざしらしく候へは貳朱壹分と申候よし何のゑきもなき事
 に御坐候もしその御地に二百三百にて丈夫作りの品有之候は御求め
 被遊候とて御さつとうは不申上候
 一七月拂方を儀御別紙に被仰下誠に乍憚近ごろになくよく相分り申候た
 らわきざしの代はどうかながへ候も重と存候一々付札にて申上候扱
 此方くらし方一月分

貳分貳朱 百文五十文 位返り申候 米一俵 四斗三四升 白米にて四斗二三升

貳朱 まき

但朝夕きつとしるをこしらへ三人とも行水も仕候

壹分 酒

但上酒一升四百文ゆへ實は是にてもたり不申是にては一日壹合五
 勺はのめ不申候

壹分貳朱 家來兩人へ 一人三朱づゝ

三百文 みそ

三百五十文 へぼすみ一俵

是は私さげのかん并にひるめしの茶は皆すみ也其外小なべたて迄

貳百五十文 醬油壹升五合

壹分 油元ゆひともし油 但夜は五ツ時をしん 付木火口すのたぐひ

野さいさかな香之もの

さかなは大てい月に貳度三度位こちあかゑ、等さらにつまらぬものにて中々高直香之ものはなす、うりなため、葉しようがのるい但葉しようがは高直のよしにて家來どもいやがりよほど入り

不申候へは承知不仕候

金壹兩三分と鑿少々

右位はいづれにもかゝり申候さては右之外に紙筆又はせんたく代等拂候へはとかく月々二兩を少き事無之いかさま戸田先生月々の爲登金一兩三分のよし尤に御坐候戸田先生はのみ不申候ゆへ一兩三分三人ぐらしぎり、之處と存候扱是迄は私事一生けんめいの術をつくし此方のみにてくらし候へどもはやせいこんとゞき不申乍去貳兩三兩爲御登にてはだめに御坐候間十兩にも相成候はゞと存候處此度の如く御遣ひこみにてはさしつかへ候間何とぞ一兩づゝは御封し可被下候實は一兩

一分づゝも御封しに仕度候へ共夫にては其御地ひどく御坐候半先々面白くも無之事めでたく

廿四日夕認置

七 藤田東湖書翰

妹嘉能子宛

弘化二年八月六日

於可農女史無事

東湖

久々に御文珍敷披見先々時候の御障りもなく御めで度私事ますゝ丈夫御安心家來不快御尋是も皆達者に相成候處去月廿九日を行藏又々風邪にて取ふし尤此度はいしやにもかへ不申私手合せの葛根湯にてよろしく昨日とこははなれ申候近々全快と存、行藏も次第にがくもん上達御城下諸士中にも右年れひの位の人にて行藏の上に立候ものおそらく有之間敷夫ゆへ私事も別ゝ大せつに仕候へ共いづれにも氣計にてからだよわきにはこまり申候

一長歌の御あいさつ恥入らるゝ
一すみからすみ迄かなべら云々御尤に存候追々かなべらつかひの名人衆
出げんましゝ候此御屋敷はきぬ服御免に相成候よし其御地はいかゞ
一永井おば様御たんそく見るが如くいつ方へ御引こしに相成候哉
一まさかおかちの神主云々扱々言語同断いへどうもの心中察申候長屋す
まるのまがり屋付は誠に不用心やけ死不申が仕合に御坐候扱々察入申
候

一常陸おひは上の方御わかりのよしいかさま下の方はざろん多く候ゆへ
左様可有之候

江戸御長やのけしき手のひら計なる庭云々の所に至りさる御方の玉
はくなるほどとらも口がわるいと御獨笑のよし

一建事論語も今ほど相濟候半段々の御丹精御禮筆紙に盡し兼候何ぞ筆紙
の類にても調下し可申と存候處御好みの程も不相分御近所にも紙筆の

大店有之候ゆへ代にて納め可申と去月末より南一大せつにつくえの引
出しへ入置候處昨日となり忠助少々肴持參何れにものみたき様子亭
主も同だん仍る悪心起り三百廿四文にて一升相調殘五百文と相成申候
何共乍不本意銅判五枚進上是にて紙にても御とゝのへ可被下候

但雜用は用たしへ渡し置候へ共酒の代は手元を出し候やくそく手元
を出し不申内は何程なぞをかけ候も二人ともしらぬかほにて居
申候御一笑

扱右銅板包みこしらへ候筈之處種ものゝつめ合せにいたし候ゆへ御引
取可被下候

一論語序の事いづれにてもよろしく
一何共乍失禮先生の御がくもん何迄は御種有之候哉四書は御さし支無之
候哉もし又孟子も末の方に至り候は御六ヶ敷候哉存分御聞申候てい
によりかな付にてもとゝのへ下し可申候五經に相成候は、小國謙なり

共頼み折々參候て教へてもらひ可申哉とも存候
 一虫ほしの事一枚きりにちりはらひ云々それほどにも不及申候間寒く不
 相成内丸に御ほし可被下候梅御殿風にてはらちあき申間敷存候
 一梅巻書目の内朱印は去る申の年長持は桑原へ下し書物は追々親類こん
 意へ下し可申と存朱印の通り吉田と國友へ下し申候へき既に去月十九
 日お姉^おへも右書物之事申上候がく役はみなのみたをれに候間右書物
 酒手に變し不申様申上候べき御申こしの通にては紀効新書も一冊ふん
 しつのよし扱々こまり申候何とぞ段々御引取可被下候朱印の分一冊も
 返り不申候

一つめ合むちやくちや誰ぞへ御たのみ云々候尤には候へ共
 先大人仰に書物のつめ合せは俗物に頼候へはむちやに相成又よめ候も
 のは秘書をねらひ候てこまると被仰江戸水戸御發足にさしかり御じ
 ん紙袋類を御吟味被遊候誠に右に御事只今に相成身にしられ申候小

熊杯御頼み候とも右御心得にて頼入^り、^{はん}板本はよろしく候へ共寫本
 と又むちやくちやの様なる書付類にかきりなきあちはひ有之候

一下りの事御待兼私迎も山々に候へ共外にいたし方も無之候間委細先日
 の長歌の通り扣へ居申候二月中戸田と私兩人の爲に追立られ候御かご
 等是迄御物見に居候處漸く此せつ御長や出来近々引移り可申又右新長
 やへ小石川を新に御先手同心四人全くつきよけいごの爲にのみ是も
 近々引こしに相成可申其御地にて御考と違ひ此方にては右に通りまだ
 小梅の引こしさわぎさへ治り不申位に御坐候ゆへ中々に御坐候其上當
 二月中 公へん御さしづにて小梅へ被遣候と達しに相成候上は義理で
 も一年や二年は小梅へ御さし置無之^ゝはならぬ釣合に御坐候たゞく
 米は日々高く酒野さいも右にはじゆんし次第にひつはく是にはさすが
 のまけおしみもちとへきゑきいたし^り、^ああんどんの下にて認めめで
 度^し

八月六日夜認

八 藤田東湖書翰「妹嘉能子宛」 弘化二年八月

内々申上候

例の常陸帶の事どこか御 聽に入候哉

たれこめてむすひしめにし常陸帶

とけぬひまだに見まくほしけれ

と申御歌御内々被下候間不得已二冊とも入 御覽候處一昨七日御國を爲御登のよしにてみそ漬の誠にけつこうなるしやけ二重拜領ありかたひともどふともこふともいはれぬこじの如くに御坐候夫に付るは何ともさしこし候へ共十四日御便杯にしやけ杯爲御登御無用可被下候乍恐たべあき申候 どふで爲登る氣もないにいらぬ御くろう歎御火中

九 藤田東湖書翰「母堂宛」 弘化二年八月廿五日

北 堂 君拜上

たけき

十三日御文拜見仕候御機嫌能恐悦私事無事御安心可被下候私不快のさた又有之候よし先日中行藏不快せつ薬をととのへ候ゆへと存候もはや行藏も大丈夫御安心可被下候

一先日の種ものゝ外に油なも御まき被遊候は、來年は御しめ被遊候との事とてもものに小麥も御まき右油にててんふら杯も可燃存候と認候計にても私はおくぶが出申候

一御ふちの事春風のどかなる方は御ことばり雪げのさむき方へ二俵御廻しのよし承知仕候右さむき方杯も慎みあきの上いかゞ相成候哉扱々一松やへ壹分貳朱二百ははかさまやすく候へ共此方も當月渡りは一俵にて三分貳朱にてそれもよふく求め申候小うり六合五勺に相成申候尤去る十八日廿四日迄はまづく日なみそろひ候あすでにいわしなど

四五月のころにて兩三日小梅へも参り大はだぬきにてたべ申候又々今日
日は雨ふり出し申候しかし大豆わたなど思ひの外に可有之奉存候いか
ゞ

一 てんじやう大工三人もかゝり可申云々御尤に存候御申付可被遊候乍去
どのやうにもなど、被仰候おも不宣やはりごくねん入に御申付可被遊
候梅香七丈のうらいたの如く一度かまつ代へのこり跡にては直し兼申
候

覺の口傳承知仕候いとゞさへむにあゝと申候人その時はいかほど
かむにやゝと申候半いとおかし

一 御神主様の事どふもいたし方無御坐候八田のかゝ御尤様と奉存候

一 大がま御出來のよし御しりはしをりにて竹くづ御たき被遊候御様子見
るが如く存候

一 今のだい所を茶の間にいたし候へは今の茶の間御いん居によろしきよ

し被仰下候所大名にてもはた本にてもおもては男子奥へ参候ほど女子
又はいん居と相成候ものゆへ入口はいかゞと奉存候夏中こしらへ候圖
面御慰に下し申候扱此づ大馬鹿とも亂心とも何とも申兼候わけゆへ御
しんるいたり共御見せ御無用尤爲御登には及不申みなぶんけんにて一
間四方三尺四方も分り申候間尙更御なぐさみに御かんがへ可被遊候め
で度かしく

八月廿五日夜認置

一〇 藤田東湖書翰「母堂宛」弘化二年十月十八日

おかし様無事

とらの介

尙々是迄はいかほどづゝ爲登候哉尋候人も御坐候はゝやはり五人ふ
ち分づゝ爲登候尤其外にも不足之節は爲登候事も有之候旨御こたへ
可被下候以上

一寸申上り、御機嫌能恐悦私事そくさいに罷在候扱は只今承候へは一昨十六日江ばた事しくじり御國へ下り候よし何共氣を毒可申様無之仍は此後は御相互ひあんひも通じ不申さし支申候乍去此方むきうにてくらされ候筈無之此段は御目付方へ申立月々小遣其地にて其地の御目付方へさし出し此方御目付方へ届き候様相成候へは小梅にも有之候ゆへ小石川迄人遣候世話も無之別あよろしく封候ては不宜と申候は、封し不申候て口上覺書をそへ候事すみ申候もし右も六ヶ敷候は、五人扶持は此方渡り相願候積りどの道更にさし支無之御安心可被下候御目付方分り次第又々可申上候へ其前書を通り御目付方へさし出候様に相成候は、おと三郎へなり共御申付たれぞ御かちめ付へ頼み可然候

覺

何月渡り御扶持方五人分

何兩何分何百文

内はし鏝は爲登不申候

月 日

竹くま屋敷

右に通口上書御添爲御登可被下候封候もよろしきとの事ならば安んひ一通りの文御添可然候十一月中過かは雑用更に無之こまり候旨御目付へ申立候事に御坐候扱々いろくの事に御坐候へ共必々御心配被遊間敷候かしく

十月十八日

第八卷

弘化三年自弘化三年正月十八日至同四年正月

一 藤田東湖書翰母堂宛 弘化三年正月十八日

口上書

一同の傳言を趣尙又よろしく御申流し願上候以上